

コーポレート・インバージョン (外国親会社の設立) と国際税務

ークロスボーダーの三角合併解禁に伴う国際的租税回避の懸念ー

山 崎 昇

(税 務 大 学 校)
(研 究 部 教 授)

要 約

1 研究の目的

コーポレート・インバージョン (Corporate inversion : 外国親会社の設立 (以下「インバージョン」という。)) とは、自国に本拠を置く多国籍企業グループが外国に法人を設立し、この外国法人がその企業グループの最終的な親会社になるようにする組織再編成等の処理をいう。通常は、この処理の過程又はこれに伴って、内国法人に外国親会社又は外国関連会社に対する多額の負債が計上され、また、内国法人の保有する資産 (外国子会社株式や無形資産) が外国親会社又は外国関連会社に移転される (以下、インバージョンと併せて「インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等」という。)。その結果、自国の課税ベースが失われる懸念があるというものである。

インバージョンは、1990 年代以降米国において問題視されるようになり、米国財務省は、これに伴う課税問題に関する暫定報告書として、2002 年 5 月に“Corporate Inversion Transactions : Tax Policy Implications” (以下、「米国インバージョン報告書」という。) を作成している。

我が国においても、新会社法の施行に伴い、平成 19 年 5 月以降、外国法人の日本子会社が外国親会社の株式を対価として内国法人を吸収合併するクロスボーダーの三角合併が可能となったことから、これを利用したインバージョンも可能となった。本稿は、我が国に本拠を置く多国籍企業グループがインバージョンを行った場合に、我が国の国際課税にどのような影響を与えるかについて考察するものである。

2 研究の概要

(1) 米国インバージョン報告書と米国におけるインバージョン対応税制

インバージョンにおける国際課税問題に取り組んでいる米国の状況について、米国インバージョン報告書の内容及び米国におけるインバージョン対応税制について概観する。

米国インバージョン報告書は、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等において、米国多国籍企業が保有する外国子会社株式が外国親会社に移転されれば、もともと米国企業グループが稼得して米国の課税に服すべきと考えられる国外事業所得が米国の課税管轄から外れる懸念があること、及び、米国企業に外国親会社に対する多額の負債が計上され、また、米国企業が保有する無形資産が外国親会社に移転されることにより、米国企業において外国親会社に支払う利子やロイヤルティという損金が創出され、米国源泉所得が侵食される懸念があることに言及している。その一方で報告書は、米国多国籍企業の国際競争力を高めるためには、その稼得する国外事業所得に対する過重な課税を排除する必要があることから、国外事業所得に対する課税制度の見直しにも取組む必要があるとも述べている。

米国におけるインバージョンに対応する税制は、クロスボーダーの組織再編による国内資産の国外移転に対するキャピタルゲイン課税の繰延べに関するものと、インバージョン後に米国企業から外国親会社に移転することになる所得に対する課税に関するものがある。前者は、組織再編等により米国人が保有する国内資産が外国法人に移転された場合には、原則としてその国内資産の国外移転について課税繰延べを認めないという規定であり（IRC § 367）、後者は、インバージョンにより外国親会社となった外国法人については、株主構成に変化が少なく、実質的に事業を行っていない法人を「代理外国法人」とし、これにインバージョンする際に米国人に生じる一定の所得については繰越欠損金との相殺を認めず、さらに、代理外国法人のうち株主構成にほとんど変化がない法人は米国人として課税するという規定である（IRC § 7874）。また、国外事業所得に対する課税制度については、外国税額控除制度を改正し、9種類の所得毎に控除額を計算するバスケット方式を2種類の所得バスケットに削減し、制度を簡素化して国外事業所得に対する国際的二重課税の排除を容易にしている。

(2) 国際課税に係る制度の相違とインバージョンの影響

米国、日本、英国及びフランスの国際課税制度を比較し、その制度の仕組みの相違によりどのようにインバージョンの影響を受けるかについて検討する。

インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等は、国内の多国籍企業グループが稼得する所得に対する課税管轄の変更処理ということができるが、主要国の国際課税制度の仕組みを検討すると、その仕組みによってインバージョンの影響を受けにくい制度と受け易い制度がある。

法人の居住地の判定基準の制度については、英国やフランスが採用する管理支配地基準は、居住法人がインバージョンを行っても、その外国親会社在国内で管理支配されていれば居住法人として課税されることから、インバージョンの影響を受けにくいと考えられる。一方、米国や日本が採用する設立準拠地基準は、法人の課税所得の範囲についての制度を、内国法人は全世界所得、外国法人は国内所得としている国においては、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等において国外所得を生む資産が内国法人から外国法人に移転されれば、国外所得に対する課税関係においてインバージョンの影響を受けることになる。なお、設立準拠地基準を採用する場合でも、法人の課税所得の範囲についての制度を、原則として国内所得のみに課税する領土主義課税としている国では、国外所得に対する国内課税の軽減を図るという動機そのものが存在しなくなることから、これを目的としたインバージョンは行われないと考えられる。

また、タックス・ヘイブン税制、過少資本税制及び移転価格税制という国際的租税回避を防止する制度については、法人の居住地について設立準拠地基準を採用する国において、国際的租税回避を企図してインバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等が行われると、制度面で対応できない場合や執行に困難が生じる場合があることから、間接的にインバージョンの影響を受けることになる。

(3) 我が国におけるインバージョンの影響と問題の所在

インバージョンが我が国の国際課税にどのような影響を与え、問題はど

ここに所在するかについて、具体的に検討する。

我が国は、内国法人がそのリソースを用いて国外で行う投資活動や事業活動により稼得する利益については、これが軽課税国に所在する実体のない子会社に付け替えられている場合にはタックス・ヘイブンを税制により課税してきたところであるが、その子会社株式がインバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等により軽課税国に所在する実体のない外国親会社に移転されれば、同税制が機能しなくなる可能性がある。この問題は、どの範囲の国外所得に対して我が国の課税権を及ぼすかという我が国の国際課税制度のあり方に関わる問題でもあろう。

また、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等においては、企業グループ内にグループ外の法人が編入される訳ではなく、企業グループ内の関連会社間で債権債務関係の創出や無形資産の移転が行われるだけであり、企業グループ全体としてみれば、企業価値の増加やその後の所得の増加は認められないことから、その取引には事業目的はないと考えられる。したがって、その後、内国法人が国外関連会社に対して損金として利子やロイヤルティを支払うことにより、我が国の課税所得が侵食されて国外関連会社に所得が移転し、この所得が過少資本税制や移転価格税制によっても適正に課税されないとすれば、これは租税回避の問題である。問題の本質は、企業グループ内において債権債務関係が創出され、又は無形資産が移転されるような取引自体の適否にあると考える。

さらに、我が国特有の問題として、いわゆるオーナー企業が行うインバージョンの問題があると思われる。オーナー企業の創業者一族は、インバージョンにより、その保有する「オーナー企業の株式」という国内財産を「オーナー企業株式の外国持株会社の株式」という国外財産に変更し、この株式を一定の非居住者となった一族における後継者に贈与することにより、贈与税の課税を回避しつつ、企業支配の世代間移転を行うことが可能となる。インバージョンは、オーナー企業の創業者一族における企業支配の世代間移転における贈与税の回避を容易にするかもしれない。なお、こ

の場合は、持株会社に対する優遇税制を有するオランダやスイスにインバージョンする可能性が高いと考えられる。

(4) インバージョンを利用した租税回避に対する課税制度

租税回避を企図したインバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等（以下「インバージョンを利用した租税回避」という。）に対する課税方法を中心に考察する。

我が国においては、I工務店事件（東京高判平 18.3.15）や消費者金融業者T社事件（東京地判平 19.5.23）にみられるように、オーナー企業が外国法人を設立し、自社開発の無形資産や自社株式を保有させることは行われており、インバージョンという言葉はないが、相続税対策という色彩は強いものの、同様の事例は従来から存在していたといえる。国内の企業グループが行うインバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等の結果我が国での課税が回避された所得について、どの国でも課税されない、又は著しく課税が軽減されるとすれば、それはインバージョンを利用した租税回避であり、そのような場合には、我が国の課税が確保されるべきではないか。現行制度においてこれに対処しようとする、実質所得者課税、PE認定課税、同族会社の行為計算否認、仮装行為の認定等が考えられるが、いずれも厳しい事実認定が必要となる。課税庁は、I工務店事件やT社事件については、取引を濫用した租税回避が認められるとして、十分な事実認定を行った上で課税しているものと考えられるが、判決をみる限り、その課税の適法性について裁判所の理解を得ることができなかったということになる。

我が国は、平成19年度税制改正において、一定の要件で軽課税国にインバージョンされた外国親会社を特定し、インバージョン時には、この外国親会社の株式が対価として交付される場合の合併等の適格性を否認するとともに、交付を受けた株主の旧株の譲渡益に課税することとし、また、インバージョン後においては、その外国親会社の国内株主に対するタックス・ヘイブ税制の適用範囲を拡大した。これは、インバージョンの問題

が顕在化していない現状における最低限の制度の導入と考えられる。

これまでの検討を踏まえ、さらにインバージョンを利用した租税回避に対応するとすれば、平成19年度税制改正で特定した軽課税国所在のインバージョン外国親会社については、要件を絞り込んで管理支配地基準により居住地を判定し、「居住法人」として内国法人と同様に課税することが望ましいと考える。この場合は、タックス・ヘイブン税制の適用範囲との調整を含め、我が国の課税権に服すべき法人の範囲や所得の範囲についても同時に議論する必要があるだろう。また、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等において内国法人が保有する無形資産が国外に移転される場合については、課税上はその国外移転を認めずにロイヤルティとして課税する米国 IRC § 367(d)のような制度の導入も一考に値する。この場合は、所得相応性基準の導入も含め、無形資産の国外移転に係る移転価格税制についても同時に議論する必要があると考える。さらに、相続税法においては、インバージョンのために設立された外国親会社の株式の所在については、「その保有する子会社株式の所在」とする方向で検討すべきであろう。この場合は、内国法人株式の持株会社である外国法人の株式や外国法人である不動産保有法人の株式を含め、資産を保有する外国法人の株式の所在は、その保有する資産の所在で判定すべきとの観点から議論することが望ましい。

3 結びにかえて

本稿は、我が国の企業グループがインバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等を行った場合の国際課税問題について、問題が顕在化していない段階で検討したものであり、検討はまだ不十分である。この問題については、今後、我が国において行われるインバージョンの動向を注視し、それがインバージョンを利用した租税回避と認められるか否かについて十分に検討し、その課税のあり方について議論する必要があると考える。

目 次

はじめに	10
I 米国インバージョン報告書と米国におけるインバージョン対応税制	12
1 米国インバージョン報告書の概要	12
2 報告書が指摘するインバージョン後における課税上の問題点	18
3 米国におけるインバージョン対応税制	21
4 米国企業の国外事業所得課税の見直し	25
5 小括	27
II 国際課税に係る制度の相違とインバージョンの影響	29
1 法人の居住地の判定基準—設立準拠地基準と管理支配地基準—	29
2 法人税の課税所得の範囲と国際的二重課税の排除 —全世界所得課税と領土主義課税—	31
3 タックス・ヘイブン税制 —受動所得課税方式と軽課税国課税方式—	38
4 過少資本税制及び移転価格税制	42
5 小括	44
III 我が国におけるインバージョンの影響と問題の所在	45
1 我が国で可能なインバージョン	45
2 タックス・ヘイブン子会社株式の国外移転による 留保所得課税の回避	47
3 外国関連会社に対する支払利子—過少資本税制と 支払利子の源泉税—	49
4 無形資産の国外移転とこれに伴うロイヤルティ 支払いによる所得移転	52
5 オーナー企業株式の世代間移転	58
6 小括	63
IV インバージョンを利用した租税回避に対する課税制度	65

1	現行制度による執行可能性	65
2	平成 19 年度税制改正－インバージョン外国親会社の特定－	72
3	インバージョン外国親会社の特定とこれに対する 管理支配地基準の採用	80
4	関連会社間取引による無形資産の国外移転に対する課税	84
5	内国法人の外国持株会社等の株式の所在	86
6	領土主義課税・国外所得免除方式の導入について	89
7	小括	92
	結びにかえて	94

はじめに

平成 18 年 5 月施行の新会社法は、組織再編行為における「対価柔軟化」の規定を導入した⁽¹⁾。この規定の施行は 1 年間延長されて平成 19 年 5 月となったが⁽²⁾、これにより、外国法人の日本子会社が外国親会社の株式を対価として内国法人を吸収合併するクロスボーダーの三角合併が可能となったことから、我が国においても「コーポレート・インバージョン (Corporate inversion : 外国親会社の設立)」(以下「インバージョン」という。)に伴う課税問題が発生するのではないかと指摘がある⁽³⁾。インバージョンは、1990 年代以降米国において問題視されるようになり、米国財務省は、これに伴う課税問題に関する暫定報告書として、2002 年 5 月に“Corporate Inversion Transactions : Tax Policy Implications” (以下、「米国インバージョン報告書」という。)を作成している⁽⁴⁾。米国インバージョン報告書の序論は、インバージョンについて次のように述べている⁽⁵⁾。

「コーポレート・インバージョンとは、米国を本拠とする多国籍企業が自社の企業グループを再構築することによって、外国事業体が同企業グループの最

- (1) 会社法では、吸収合併、吸収分割又は株式交換の場合において、消滅会社の株主等に対して、存続会社、承継会社又は完全親会社となる会社の株式を交付せず、金銭その他の財産を交付することができることとなった (会 749①二、758 四、768①二)。その結果、子会社が他の会社を吸収合併する場合に、親会社の株式を交付する、いわゆる「三角合併」や、消滅会社の株主に金銭のみを交付する、いわゆる「キャッシュアウト・マージャー」が可能となる。
- (2) 敵対的買収に対する企業防衛策を採用する機会を確保するため、その適用時期が会社法の施行の日から 1 年間延長されることとなった (会社法附則 4)。
- (3) 中里実「タックス・ヘイブン親会社」税研 125 号 92-96 頁 (2006)、渡辺徹也『企業組織再編成と課税』第 4 章補論 2「タックス・ヘイブンへの親会社機能の移転—インバージョン取引に関する課税問題と会社法—」118-124 頁 (弘文堂、2006)、森信茂樹「三角合併とコーポレート・インバージョン」証券税制研究会編『企業行動の新展開と税制』201-216 頁 (日本証券経済研究所、2006)。
- (4) Office of Tax Policy Department of Treasury, Corporate Inversion Transactions: Tax Policy Implications (2002)。
- (5) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 3.

最終的な親会社になるようにする一つの又は一連の処理である。これに伴って米
国多国籍企業が有している外国での事業に対する所有権がその親会社となる外
国事業体に移行する場合には、将来的に米国の課税所得を構成する又は構成す
るかもしれない外国事業所得が米国の課税ベースから外れてしまうことになる。
さらに、関連会社間負債を通じた借入資本の利用増大や外国事業体への無形資
産の移転が伴っている場合には、米国事業に対する米国の課税所得が減少して
しまうことになる。」

すなわち、インバージョンとは、自国に本拠を置く多国籍企業グループが外
国に法人を設立し、この外国法人がその企業グループの最終的な親会社になる
ようにする組織再編成等の処理をいう。通常は、この処理の過程又はこれに伴
って、内国法人に外国親会社又は外国関連会社に対する多額の負債が計上され、
また、内国法人の保有する資産（外国子会社株式や無形資産）が外国親会社又
は外国関連会社に移転される（以下、インバージョンと併せて「インバージョ
ン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等」という。）。その結果、自国の
課税ベースが失われる懸念があるというものである。

我が国に本拠を置く多国籍企業グループも、平成19年5月以降は、タックス・
ヘイブン等に親会社となる法人を設立してクロスボーダーの三角合併を行うこ
とにより、インバージョンが可能となった。そうすると、形式的には、その多
国籍企業グループは外国に本拠を置くことになり、従来は我が国を拠点とする
多国籍企業グループの中核企業として事業活動を行ってきた内国法人は、その
外国企業グループの一企業として、日本における国内事業を行うにすぎなくな
る。また、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等が行わ
れると、その後の企業グループの所得に対する課税関係に変更が生じ、我が国
の課税ベースが失われてしまうかもしれない。本稿は、我が国に本拠を置く多
国籍企業グループがインバージョンを行った場合に、我が国の国際課税にどの
ような影響を与えるかについて考察するものである。

I 米国インバージョン報告書と米国におけるインバージョン対応税制

我が国におけるインバージョンの国際課税問題を検討するにあたり、まず、この問題に取り組んでいる米国の状況について、米国インバージョン報告書の内容及び米国におけるインバージョン対応税制について概観する。

1 米国インバージョン報告書の概要

米国インバージョン報告書は、序論において「財務省が報告書を作成した理由は、インバージョン活動に対する適切な対応策を策定することを目的として、技術的参考資料及び分析用の参考資料を提供するためである。」⁽⁶⁾と述べ、本論は次のような内容で構成されている⁽⁷⁾。

(1) インバージョンに係る技術的構造⁽⁸⁾

具体的なインバージョンの方法である「株式処理」⁽⁹⁾、「資産処理」⁽¹⁰⁾

(6) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 3.

(7) 本報告書の冒頭には概要をまとめたエクゼクティブ・サマリーがあるが、内容が重複するのでここでは省略する。

(8) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 4-7.

(9) 「株式処理」は、一般的なインバージョンの処理方法である。米国企業とその株主の間にバミューダその他低税率の地域に所在する新設の親会社（外国親会社）を介させる。外国親会社は、米国企業の発行済株式を直接又は三角合併（外国親会社が米国子会社を設立し、これと米国企業とを合併させる）を通じて取得する。米国企業は、外国親会社の子会社として存続し、米国企業の旧株主は、米国企業の株式と外国親会社の株式を交換することになる（Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 4-5）。

(10) 「資産処理」は、小規模企業が行うインバージョンの処理方法である。米国籍企業を外国管轄地域において再法人化する。米国企業を新設の外国親会社に直接合併させるか、州企業法に基づく転換手続又は継続手続に従って行う。外国親会社は米国企業が保有していた企業グループを保有し、米国企業の株主は、外国親会社の株式を保有することになる（Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 5）。

及び「ドロップダウン処理」⁽¹¹⁾の3種類について、その技術的構造を解説し、その上で、インバージョンに伴う企業グループ構造の再構築として行われることが多い「外国の子会社移転」、「会社間負債の創出」及び「その他の関連処理」について、次のような課税上の懸念を述べている。

イ 外国子会社の移転

「いくつかのインバージョンの処理においては、それまで企業グループの親会社であった米国法人が保有している既存の外国の子会社の所有権を新たな外国親会社又はその外国関連会社に対して移転させることが含まれている。」「外国子会社の移転が行われると、これらの外国子会社の外国での事業が米国の課税管轄権から外れてしまうことになる。さらに、既存の子会社が移転されない場合でも、将来の事業機会が、米国の企業グループの外国子会社ではなく、新たな外国親会社及びその関連会社に向かってしまうことになる。」としている⁽¹²⁾。

すなわち、米国法人が外国子会社を通じて行っている外国での既存の事業や、米国法人が発掘し、将来有望な外国での事業について、その事業主体である外国法人を外国親会社の子会社とすることにより、その事業から生じる所得に対する米国の課税権が失われてしまう、という懸念である。

ロ 会社間負債（Intercompany Indebtedness）の創出

「インバージョンにおいては、企業グループの一企業となった米国法人と外国親会社又はその関連会社との間に会社間負債が創り出されることが多い。」「会社間負債が創出されても企業グループ内における資産

(11) 「ドロップダウン処理」は、株式処理と資産処理の両方の要素を持つインバージョンの処理方法である。米国企業は、新設の外国親会社に資産を移転し、その直後にその資産の一部を外国親会社の米国子会社に寄附する。米国企業とその株主の間に外国親会社が介在する点で「株式処理」と、外国親会社が米国企業の資産を直接保有する点で「資産処理」と同じ結果となる（Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 5）。

(12) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 6.

の所在場所には実質的な影響を及ぼすことはないと思われるが、米国による課税に関して一般的に控除可能になる利子費用が生み出されることになる。」としている⁽¹³⁾。

インバージョンの過程で、米国事業を継承することになる米国法人は、米国事業の取得対価として交付する外国親会社株式を取得する資金を外国親会社又は外国関連会社からの借入金で調達する場合がある。この場合、米国事業を継承した米国法人においては、外国親会社又外国関連会社に借入金利子を支払うこととなり、これがその米国課税所得から控除される結果、米国の課税ベースが減少する、という懸念である。

ハ その他の関連処理

インバージョンにおいては、「米国企業の無形資産の所有権が、売却その他の方法により外国親会社又は外国関連会社に移転される処理が伴う場合がある。」また、保険会社の場合は、「企業グループの米国企業が外国親会社の外国関連会社に対して、自社の既存又は将来の事業の一部に再保険をかけることができる。」その結果、「無形資産の移転又は再保険関係の構築に伴い、所得が米国の課税管轄から外れてしまうことになる。」としている⁽¹⁴⁾。

多国籍企業グループ内においては、インバージョンに伴い、米国事業を継承する米国法人が保有する無形資産を外国親会社又は外国関連会社に移転したり、米国事業を継承する米国法人が外国親会社又は外国関連会社との再保険契約を締結したりする場合がある。この場合には、米国事業継承法人においては、外国関連会社に無形資産の国内使用に係るロイヤルティや再保険料を支払うことになり、これらがその米国課税所得から控除される結果、米国の課税ベースが減少する、という懸念である。

(13) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 6-7.

(14) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 7.

(2) インバージョンによって生じる可能性がある租税上の結果⁽¹⁵⁾

インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等について、インバージョン時の国内資産の国外移転に対する現行制度の適用関係、さらに、インバージョン後の関連会社間取引に対する現行制度の適用関係について、次のように述べている。

イ インバージョン時の国内資産の国外移転に対する現行制度の適用関係
インバージョンの処理、外国子会社株式の外国親会社への移転、及び無形資産の国外移転について、移転する国内資産に係る譲渡益課税を規定した IRC § 367 がどのように機能するかを言及している⁽¹⁶⁾。また、会社間負債の創出に伴う支払利子については配当課税の可能性があり、外国子会社株式の外国親会社への移転及び無形資産の国外移転には移転価格課税の課税問題が生じるとしている。

ロ インバージョン後の関連会社間取引に対する現行制度の適用関係

インバージョン後の関連会社間取引に対する現行制度の適用関係について、次のように述べている。

(イ) 米国内での事業に対する課税関係

国外の関連会社に対して支払う負債利子に係る支払利子控除額又は国外の関連会社に対して支払う再保険料の損金算入による所得移転により、米国の課税所得が減少する。

(ロ) 外国での事業に対する課税関係

外国子会社の所有権が外国親会社又はその外国子会社に移転すれば、その外国子会社が行う事業に対する米国の課税権が及ばなくなり、米国内国籍企業に対する外国税額控除制限の意味が低下する。

(ハ) 株主に対する課税関係

米国内国籍企業の株主のうち、米国内個人株主については課税関係に変更はないが、米国内法人株主は配当控除が受けられなくなり、外国株

(15) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 7-15.

(16) IRC § 367 の概要については、下記 3 参照。

主は米国源泉税が課税されなくなる。

(3) インバージョンにおける租税以外の重要課題⁽¹⁷⁾

インバージョンが企業グループの経営や業務に及ぼす影響は限定的であり、インバージョン後においても、企業の株式は米国の株式市場で取引されるのが一般的としている。むしろ、配当に対する米国源泉税の課税が行われないなど、資本の調達が容易になる可能性もあるとしている。なお、株主の権利については、準拠法が異なることから変更があるとしている。

(4) 租税政策上の考慮⁽¹⁸⁾

米国の税制は、米国を本拠とする多国籍企業よりも外国を本拠とする多国籍企業がコスト上有利になるような形で運用することが可能であり、この優位性を最も純粋な形で実証しているのがインバージョンであるとしている。また、これに政策的に対応する場合には、米国に本拠を置く企業と外国に本拠を置く企業について、その税務処理の根本的な相違に対処できるような広範な政策の立案が必要としている。

即時かつ適切な対応措置として、以下で述べる、①外国に本拠を置く企業が米国で事業を行う場合の租税上の優位性への対応と、②米国に本拠を置く企業が外国で事業を行う場合の租税上の劣位性への対応、を挙げている。

(5) 外国に本拠を置く企業が米国で事業を行う場合の租税上の優位性への対応⁽¹⁹⁾

「米国から所得を移転させる手法を通じて享受できる総合的な節税が最も劇的な形で現れているのは、外国親会社が無税の管轄地域に所在する場合であり、最近のインバージョン活動では共通した構造となっている。」としたうえで、次の点に言及している。なお、イ及びロについては、本稿の関心事項であるので、下記2で詳述する。

(17) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 15-17.

(18) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 17-20.

(19) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 20-27.

イ 外国関連会社に対する負債を通じた利益の圧縮

支払利子控除額の損金算入による利益の圧縮に対応するためには、複雑な過少資本税制⁽²⁰⁾を見直す必要があり、また、支払利子に対する源泉税の国内税率 30%を軽減するために利用される租税条約についても見直す必要がある。

ロ 外国親会社等との取引を利用した所得移転

外国子会社株式や無形資産等の国外移転を利用した所得移転に対応するためには、移転価格の研究が必要であり、再保険料の支払いを利用した所得移転に対応するためには、再保険の仕組みについて研究する必要がある。

ハ 国境を超えた再編

現行制度は、一般的になりつつある国際的な企業グループ構造の再構築処理の大規模化と複雑化に対応するために包括的に見直す必要がある。即時的には情報申告制度の見直しが必要である。

(6) 米国に本拠を置く企業が外国で事業を行う場合の租税上の劣位性への対応⁽²¹⁾

米国に本拠を置く企業は、全世界所得課税を受けるため、外国で事業を行う場合は両国から課税を受けることから、米国の税法の適用を受けない現地企業に比べて課税上不利になる。米国の税制は、外国税額控除制度により二重課税を排除することとしているが、制度は複雑であり、限度額もあるため、国外所得免除方式を採用している国の企業に比べて不利な立場にある。

米国は、国際租税制度の簡素化に取り組む必要があるとしている。

(20) IRC 163(j)は、負債：自己資本比率=1.5：1 を超え、かつ純利子費用が調整済課税所得（純利子費用、減価償却費、償還費、減耗費、及びすべての営業純損失控除額を加算することによって算出する）の 50%を超えている場合に、関連当事者に対して支払われ、かつ米国の課税対象とならない利子のうちこの 50%を超えている部分については、支払利子控除が認められない、というものである。

(21) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 27-30.

2 報告書が指摘するインバージョン後における課税上の問題点

上記1のとおり、米国インバージョン報告書は、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等が行われた後に多国籍企業グループ内においてクロスボーダーの関連会社間取引が行われると、米国の課税ベースが米国課税管轄外に流出してしまうことに懸念を表明している。本稿の関心もインバージョン後の国際課税問題にあることから、これについて、報告書の内容をさらにみていくこととする。

(1) 外国関連会社に対する負債を通じた利益の圧縮

米国事業継承法人が外国関連会社に負債の利子を支払う場合には、米国の課税ベースが米国課税管轄外に流出することになる。

イ 会社間負債の創出

例えば、あるインバージョンにおいては、まず、バミューダに親会社F社が設立され⁽²²⁾、F社は米国内に子会社S社を設立する。次に、S社は、バミューダ親会社F社の株式を取得し⁽²³⁾、インバージョンの対象となる米国企業T社の株主に対して、T社株式と交換にF社の株式を交付する。その後S社は、米国企業T社を吸収合併する。その結果、米国企業T社は、実質的にはバミューダ法人F社の米国子会社S社となり、米国企業T社の株主は、バミューダ親会社F社の株主となることになる。この一連の処理において、米国子会社S社は、バミューダ親会社F社の株式を取得する必要があるが、そのためには、F社に対する債務を計上してF社から株式の交付（又は新株の割当）を受けるか、F社株式の取得資金を外国関連会社A社から調達する。

ロ 支払利子控除と外国法人に支払う利子に対する源泉所得税

S社は、インバージョン後にバミューダ親会社F社株式の取得資金に

(22) 設立は最低限の出資でなされ、F社は直ちに自己株式を全株取得するものと考えられる。

(23) S社はF社の保有する自己株式を購入すると共に、F社が発行する新株を引受けることにより、T社の株主と交換するF社株式を調達するものと考えられる。

係る債務の利子を支払い続けることになり、米国内での事業で得る所得から支払利子控除額を控除して法人税を申告することになる。

一方、米国においては、国内法上、外国法人に対して利子を支払う場合には支払額の30%が源泉徴収課税されるが、仮に、米国子会社S社がバルバドス関連会社A社から資金調達していたとすれば、米バルバドス所得税条約の適用により、その支払利子に対する源泉税率が5%になる⁽²⁴⁾。

このような場合は、過少資本税制の適用がない部分については米国の課税ベースが失われることになる。

ハ 対応策の示唆

米国インバージョン報告書は、その対応策として、①過少資本税制について、負債：自己資本比率=1.5：1の基準を引下げるか、この基準を廃止し、純利子費用が調整済課税所得の50%を超えているか否かの基準のみとするか又は50%の限度を厳しくすること、また、②租税条約の不正利用を防止するため、租税条約に恩典制限条項の導入を進めること、が考えられるとしている。

(2) 外国親会社等との取引を利用した所得移転

米国外事業継承法人が外国親会社等に対し、その保有する外国子会社株式や無形資産を移転する場合、また、米国外事業継承法人が外国親会社等と再保険契約を締結することにより再保険料を支払う場合には、米国外事業所得が国外に移転することになる。

イ 外国子会社株式の国外移転又は事業機会の国外移転

外国子会社株式を移転する場合に加え、既存の外国子会社を「自然消滅」させ、新たな事業機会又は成長機会を外国親会社の外国子会社に提供する場合もある。この場合は移転価格上の評価又は所得配分の問題が生じる。移転価格税制の適用により解決しない限り、米国の課税ベース

(24) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 19.

が侵食されることになる⁽²⁵⁾。

ロ 無形資産の国外移転と対応策の示唆

無形資産の国外移転には移転価格税制を適用することになるが、主として次の理由からその適用が困難であるとしている。すなわち、①法律によって保護されていない無形資産（例えばノウハウや事業機会など）の移転が行われているか否かを決定することは困難であり、②無形資産の移転であると特定した場合でも、適切な移転価格を決定するためにはその無形資産を評価する必要があるが、その評価は非常に困難であり、③ある無形資産に関するすべての権利が移転しているわけではない場合には、適切な移転価格決定することはより複雑である⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾。

現行の移転価格税制が無形資産の国外移転に適切に機能するかを研究する必要がある。

ハ 再保険関係の構築と対応策の示唆

保険会社及び再保険会社が関わるインバージョンにおいては、特別な所得移転の問題が生じる。米国外における当初の企業構造の再構築は、通常は既存の米国保険事業の一部分が外国関連会社との再保険を通じて行われる。

関連当事者との再保険を通じて、企業グループの米国企業から新たな外国親会社及び外国関連会社に不適切な所得移転が行われていないか

(25) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 25

(26) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 25.

(27) 無形資産の外国関連会社への移転については、米国では従来から移転価格の問題を生じさせてきたが、米国インバージョン報告書が出される直前の 2002. 4. 11 に、第 9 巡回控訴裁判所において、IRS 敗訴の判決があった。DHL 事件 (DHL Corp. v. Commissioner, 9th Cir., Nos. 99-71580, 99-71592, 99-71675, and 00-70008; decision entered 4/11/02) である。本件は、全世界で運送業を行う米国法人が香港関連会社に譲渡した”DHL”という商標権について、その権利の及ぶ範囲と譲渡価額が移転価格上の問題となった事件であるが、IRS の課税が認められなかった事件である (“Transfer Pricing Report” Vol.10, No. 24, p.984)。川田剛監修「全世界規模で成立している無形資産の適正な価格」税務事例 35 巻 2 号 (2003)。

を考察する必要がある⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾。

3 米国におけるインバージョン対応税制

米国インバージョン報告書は、インバージョン時における国内資産の国外移転に対する課税繰延べの問題について現行制度の適用関係を確認した上で、インバージョン後に発生する国際課税問題について検討している。インバージョンの課税問題の本質は、多国籍企業グループが国内資産の国外移転に対して課税されてもなおインバージョンを行う場合に生じる課税問題、すなわち、インバージョン後に発生する国際課税問題であると考えられる。

米国におけるインバージョン時における国内資産の国外移転に対する課税繰延べに関する制度、及びインバージョン後に発生する国際課税問題に対応する制度は次のとおり。

(1) 国内資産の国外移転に対する課税繰延べの問題－IRC Section 367－

IRC Section 367 は、クロスボーダーの組織再編に係るキャピタルゲイン課税又は配当課税に機会の喪失を防止する規定である。すなわち、この規定が適用されれば、インバージョン時の国内資産の国外移転については、課税漏れは生じないこととなる。

イ IRC Section 367(a)

IRC § 367(a)は、米国でのキャピタルゲイン課税の機会喪失を防止する規定で、非課税組織再編（IRC § 354⁽³⁰⁾, 356⁽³¹⁾, 361⁽³²⁾）、現物出資

(28) Office of Tax Policy Department of Treasury, *supra* note (4) at 26.

(29) 外国関連会社に対する再保険料の支払いについては、米国インバージョン報告書が出される前の2001.6.20に、第11巡回控訴裁判所において、IRS敗訴の判決があった。UPS事件(UPS Inc. v. Commissioner. 11th Cir. No. 00-12720, Decided 6/20/01)である。本件は、運送業を行う米国法人が自社の取扱う荷物に設定していた自己保険について、バミューダに設立した再保険子会社と（非関連者である保険会社を介在させた上で）締結した再保険契約について、これを“sham”として保険料の支払いを否認したが、IRSの課税が認められなかった事件である（“Transfer Pricing Report” Vol. 10, No. 5, p. 165）。

(30) 354条は、組織変更において、株式その他の証券の交付を受けた場合の株主の課税

(IRC § 351⁽³³⁾)、子会社清算 (IRC § 332⁽³⁴⁾) の規定に基づいて、米国人 (法人・個人) の保有する資産が外国法人に移転された場合 (§ 367 (a) (1) に規定する「米国からの資産の移転」) には、その資産の譲渡益を認識するというものである⁽³⁵⁾。

ただし、例外規定の要件に該当する場合は課税の繰延べが認められる⁽³⁶⁾。

関係を規定しており、組織変更の計画に従い、株主が株式のみの交付を受けた場合は、所得も損失も計上されない。しかし、組織変更により受領された株式以外の証券については、その額面額が、法人に返還された株式以外の証券の額面を越えない限度で非課税資産となる。

- (31) 356 条は、対価としてその他資産 (すなわち非適格資産(boot)) の交付を受けた場合の株主の課税関係規定しており、この場合、株主は、実現した利得のうち、現金及びそれ以外の非適格資産の公正な市場価額の合計額を限度に、所得を計上しなければならない。損失の計上は認められない。
- (32) 361 条は、自己の資産を継承法人に移転する譲渡側法人の損益を規定しており、譲渡側法人は、原則として、組織変更計画に基づく株主に対する資産の分配については、所得又は損失を計上することはない。
- (33) 351 条は、法人の株式その他の証券と交換に、資産が当該法人に移転された場合で、交換直後において当該法人を支配している時は、資産を移転した者には損益が発生しない、と規定している。
- (34) 332 条は、一定の要件を満たす場合には、子会社の全部清算により分配される資産の受領については、親会社は所得又は損失を計上しない、と規定している。一定の要件とは、親会社が、①子会社の発行済株式の総議決権の 80%以上を有し、かつ、②子会社の総株式 (配当に関し、制限と共に優先権のある一定の無議決権株式を除く) の価額の 80%以上を有する株式を所有していること、である。
- (35) 規定上は、この場合は「外国法人は法人とみなされない」との規定となっている。非課税組織再編の規定の適用は、承継法人が「法人」であることが前提のため、外国承継法人が法人とみなされない場合は課税の繰延べが認められないことになる。
- (36) 米国法人から外国法人への資産の移転に対する課税繰延べの要件は、次のとおり、資産の移転の態様によって異なる。

[組織再編 (資産の移転)]

- ① 移転した資産が国外の積極的事業活動 (active trade or business) に供されること。
- ② 移転法人は情報申告書を添付すること。
- ③ 移転法人は 5 以下の米国法人によって支配 (80%以上の議決権かつ 80%以上のその他株式を保有) され、かつ、米国支配法人は、受取る外国法人の株式の簿価を移転した資産の簿価まで減額すること。

ロ IRC Section 367(b)

IRC § 367(b)は、米国での配当課税の機会喪失を防止する規定で、IRC § 367(a)(1)に規定する「米国からの資産の移転」以外の場合でも、税務当局が必要と認めた場合は、財務省に配当課税の権限を与える規定である。例えば、財務省規則は、タックス・ヘイブン税制の対象となる被支配外国法人(CFC:Controlled Foreign Corporation)が他の外国法人と合併して被支配外国法人(CFC)でなくなる場合に、みなし配当所得を認識させることとしている(Treas. Reg. 1.367(b)-4)。

ハ IRC Section 367(d)

一般に資産の移転を受けた外国法人が承継資産を事業資産として事業

[組織再編(株式交換) Treas. Reg. 1.367(a)-3(c)(1)]

株式交換の場合(三角合併の場合も含む)、次の条件を満たす場合に課税繰延べが認められる。

- ① 米国法人の株主が受取ることとなる外国法人株式の議決権及び価値の割合が50%以下であること。
- ② 処理直後の前役員、取締役及び5%株主が所有する外国法人株式の議決権及び価値の割合が50%以下であること。
- ③ 交換に応じた米国法人株主が外国法人の5%株主ではないこと。
- ④ 外国法人が一定の積極的事業活動(active trade or business)要件を満たしていること。
- ⑤ 交換に応じた米国法人株主が外国法人の5%株主の場合、5年のGRA(Gain Recognition Agreement)を税務当局と締結していること。

[現物出資]

次の要件を満たせば、課税繰延べとなる。但し、一定の資産(棚卸資産、著作権、割賦債券、及び外貨)については適用がない。また、営業権以外の無形資産は、ロイヤルティを認識することになるため、適用がない。

- ① 移転した資産が国外の積極的事業活動(active trade or business)に供されること
- ② 移転法人は情報申告書を添付すること

[子会社清算]

分配された資産が事業資産で、外国親会社が分配後10年以上継続して当該資産を米国の事業活動に供することなどの一定の要件を満たす場合に課税繰延べが認められる。

活動に供し、一定の報告義務を満たす場合⁽³⁷⁾は、課税繰延べが認められるが、IRC § 367(d)は、現物出資 (IRC § 351) 及び組織再編 (IRC § 361) により営業権以外の無形資産が外国法人へ移転された場合は、この事業資産の例外規定の適用対象とならず、当該無形資産の耐用年数に応じてロイヤルティ収入を認識するという規定である⁽³⁸⁾。なお、子会社清算 (IRC § 332) の場合にはみなし譲渡益が認識されることとなる。

(2) インバージョン後に発生する国際課税問題－IRC Section 7874－

2004年10月22日に成立した米国雇用創出法 (American Jobs Creation Act of 2004) において、インバージョン後に発生する国際課税問題の対策としてIRC § 7874が創設され、2003年3月4日後に終了する課税年度に適用されることとなった。

イ 代理外国法人 (Surrogate Foreign Corporation (S F C)) に係る課税
次の3つの要件を満たす外国法人は、「代理外国法人 (S F C)」とされる (§ 7874(a)(2))。代理外国法人にインバージョンする際に米国法人に生じる「トールチャージ (toll charge)」、すなわち、関連会社間での株式の譲渡 (IRC § 304)、配当 (IRC § 311)、外国法人への資産の譲渡 (IRC § 367) 及びその関連規定の適用において認識した課税所得は、繰越欠損金及び外国税額控除枠という法人の税務上の属性 (tax attributes)⁽³⁹⁾によって相殺されない (§ 7874(e))。

(37) 前掲注(36)参照。

(38) ロイヤルティを認識すべき対象となる無形資産は、IRC § 936(h)(3)に規定されており、次の資産を含むとしている。

- ① patent, invention, formula, process, design, pattern, or knowhow;
- ② copyright, literary, musical, or artistic composition;
- ③ trademark, trade name, or brand name;
- ④ franchise, license, or contract;
- ⑤ method, program, system, procedure, campaign, survey, study, forecast, estimate, customer list, or technical data; or
- ⑥ any similar item

(39) 合併や分割において、適格組織再編成として資産の譲渡損益の計上繰延べられる場合には、従前の課税関係を維持するように、法人の属性 (tax attributes) と

- ① 2003年3月5日以降において、米国法人が外国で設立された事業体の子会社になるか、又はその保有する直接又は間接の資産の全てが実質的に外国法人に移転されたこと。
 - ② インバージョン後、外国事業体の株式持分（議決権又は価値）の60%以上を米国法人の旧株主が保有していること。
 - ③ 外国事業体が、その持分の50%超を保有する企業グループ（拡大関連会社グループ(expanded affiliated group)）の全世界事業活動に比べて、その設立国において実質的には事業を行っていないこと。
- ロ 米国法人とみなして課税（§7874(b)）
- 代理外国法人(SFC)のうち、上記イ②の当該外国事業体の持分（議決権又は価値）の旧株主の保有要件が80%以上の外国事業体は、米国内国法人として課税される。

4 米国企業の国外事業所得課税の見直し

米国インバージョン報告書は、「米国に本拠を置く企業が外国で事業を行う場合の租税上の劣位性への対応」の項目を設け、米国に本拠を置く多国籍企業に対する国外事業所得課税の見直しも必要としている。報告書作成後の主な施策は次のとおり。

(1) 外国税額控除制度の簡素化

- 米国の外国税額控除制度は、バスケット方式と呼ばれ、所得の種類が、
- ①受動（パッシブ）所得、②高率源泉徴収課税利子、③金融サービス所得、④国際運輸所得、⑤非関連法人からの受取配当、⑥米国国際販売法人所得、⑦外国貿易所得、⑧外国販売法人所得、⑨①～⑧に含まれない全ての所得、

いわれる引当金・繰越欠損金等の引継ぎがなされる（水野忠恒『租税法〔第3版〕』419頁（有斐閣、2007））。我が国においても、適格合併や適格分割の場合であっても、特定資本関係のある場合、すなわち、親子会社間の組織再編成であり、親会社が合併法人や分割継承法人である場合には、みなし共同事業要件を満たさない限り、合併等事業年度の開始前5年以内の親会社の欠損金は利用できないとされている（法57⑥）。

の9つに区分され、その種類毎に控除限度額が定められていた(IRC § 904(a))。これは、能動的事業所得に係る外国税と受動所得に係る米国税の相殺を防止することを目的としていた。

2004年米国雇用創出法において、2006年12月31日後に開始する課税年度においては、所得の種類のカテゴリは、受動所得と一般所得の2種類とされた。また、以前は2年間の繰戻しと5年間の繰越しが認められていた限度超過額は、2004年10月22日後は1年間の繰戻しと10年間の繰越しが認められることとなった。

国外源泉所得の種類的大幅削減は、計算の簡素化に加え「彼此流用(branding)」による実質減税効果があると思われる。

(2) 国外所得免除方式の検討

実施された施策ではないが、国際的二重課税の排除方式として国外所得免除方式を採用しようという提案もされた。米国は、国際的二重課税の排除方式として世界ではじめて外国税額控除を採用した国であるが、「簡素・公平・経済成長の促進」のための税制改革を掲げて2005年1月7日に設置された税制改革諮問委員会(the President's Advisory Panel on Federal Tax Reform)は、同年11月1日の報告書⁽⁴⁰⁾の「簡易所得税プラン(the Simplified Income Tax Plan : SIT)」において、国際的二重課税の排除方法として「領土主義課税制度(国外所得免除方式)」を提案している⁽⁴¹⁾。

(3) 2005年外国子会社留保所得の本国送金に対する課税の特例

IRC § 7874が創設された2004年米国雇用創出法においては、いわゆる本国投資法(Homeland Investment Act)も制定された。これは、米国に本拠

(40) 報告書では、「簡易所得税プラン」及び「成長・投資税プラン(the Growth and Investment Tax Plan : GIT)」の二つの税制改正勧告がされた。

(41) 米国の領土主義課税制度の提案について、主要国の制度と比較検討した文献として、Peter Merrill, Oren Penn, Hans-Martin Eckstein, David Grosman, and Martijn van Kessel (2006) "U.S. Territorial Tax Proposal and International Experience" Tax Notes International p.895. なお、この論文の翻訳は、合間篤史「米国の国内所得課税の提言と各国の実例」租税研究689号(2007.3)191頁。

を置く多国籍企業が外国子会社に留保した所得⁽⁴²⁾については、2005年内(1年限り)に本国に送金⁽⁴³⁾され、その資金が米国内で雇用創出等に利用される場合⁽⁴⁴⁾には、35%の連邦法人税に代わり5.25%の課税で課税関係を終了するというものであった⁽⁴⁵⁾。

これは米国法人の国外所得(外国子会社からの配当)に対する特別減税である。

5 小括

米国インバージョン報告書は、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等において、米国多国籍企業が保有する外国子会社株式が外国親会社に移転されれば、もともと米国企業グループが稼得して米国の課税に服すべきと考えられる国外事業所得が米国の課税管轄から外れる懸念があること、及び、米国企業に外国親会社に対する多額の負債が計上され、また、米国企業が保有する無形資産が外国親会社に移転されることにより、米国企業において外国親会社に支払う利子やロイヤルティという損金が生じられ、米国源泉所得が侵食される懸念があることに言及している。その一方で報告書は、米国多国籍企業の国際競争力を高めるためには、その稼得する国外事業所得に対する過重な課税を排除する必要があることから、国外事業所得に対する課税制度の見直しにも取り組む必要があるとも述べている。

米国におけるインバージョンに対応する税制は、クロスボーダーの組織再

(42) 2002年12月31日までに終了する5課税年度に留保された所得のうち、最大・最小年度を除いた3年度分の留保所得。

(43) 80%はドル建て。

(44) 資金用途は、米国内での雇用、教育、設備投資、研究開発に限定され、自社株買い、配当支払いには使用できない。

(45) 2005.10.5付のウォールストリートジャーナルによれば、企業による制度の利用(予定)はPfizerの369億ドルをはじめ、上位10社で1293億ドルとのことである。また、その効果については、国内投資の増加によって雇用の創出に寄与しているとの意見がある一方で、国内還流資金は必ずしも国内投資に振向けられていない可能性があるとして、これを疑問視する声もあるようである。

編による国内資産の国外移転に対するキャピタルゲイン課税の繰延べに関するものと、インバージョン後に米国企業から外国親会社に移転することになる所得に対する課税に関するものがある。前者は、組織再編等により米国法人が保有する国内資産が外国法人に移転された場合には、原則としてその国内資産の国外移転について課税繰延べを認めないという規定であり（IRC § 367）、後者は、インバージョンにより外国親会社となった外国法人については、株主構成に変化が少なく、実質的に事業を行っていない法人を「代理外国法人」とし、これにインバージョンする際に米国法人に生じる一定の所得については繰越欠損金との相殺を認めず、さらに、代理外国法人のうち株主構成にほとんど変化がない法人は米国法人として課税するという規定である（IRC § 7874）。また、国外事業所得に対する課税制度については、外国税額控除制度を改正し、9種類の所得毎に控除額を計算するバスケット方式を2種類の所得バスケットに削減し、制度を簡素化して国外事業所得に対する国際的三重課税の排除を容易にしている。

II 国際課税に係る制度の相違と インバージョンの影響

国内の多国籍企業がインバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等を行うと、爾後にその多国籍企業グループが稼得する所得に対する国際課税の問題が生じる。インバージョンは、法人の居住地の判定基準、法人の課税所得の範囲と国際的三重課税の排除方式、タックス・ヘイブン税制、過少資本税制及び移転価格税制に影響を与えると考えられるが、その影響の有無や軽重は、それぞれの国の制度の構築の仕方により異なると考えられる。そこで、米国、日本、英国及びフランスの国際課税制度を比較し、その制度の仕組みの相違によりどのようにインバージョンの影響を受けるかについて検討する⁽⁴⁶⁾。

1 法人の居住地の判定基準－設立準拠地基準と管理支配地基準－

国際課税制度においては、通常、法人の納税義務者について、その「居住地」により内国法人（又は居住法人）と外国法人（又は非居住法人）に区分しているが、法人の居住地の判定基準としては、国内法に基づいて設立された法人を内国法人とする「設立準拠地基準」と、法人の管理支配の中心が国内にある場合には居住法人とする「管理支配地基準」がある。

インバージョンは、管理支配地基準を採用している国では起こらないとされているが、米国、日本、英国及びフランスにおける居住地の判定基準を比較し、それぞれの居住地の判定基準がどのようにインバージョンの影響を受けるかについて検討することとする。

(1) 米国税制における「法人の居住地」

米国税制においては、法人税の納税義務者は内国法人と外国法人に区分されるが、内国法人とは、連邦法又は各州法に基づいて組織又は設立された法人をいい、外国法人とは、内国法人以外の法人をいう。

(46) 本章における各国の国際課税制度の概要については、国際税務実務研究会編「国際税務の実務と対策」（第一法規、2005 追録加除）を参照した。

(2) 我が国税制における「法人の居住地」

我が国の税制においては、内国法人は「国内に本店又は主たる事務所を有する法人」、外国法人は「内国法人以外の法人」と定義されており（法人税法2条3号及び4号）、法人の居住地は本店所在地とされている（本店所在地基準）。実務上は、会社法において、会社は本店所在地で登記することとされていることから⁽⁴⁷⁾、我が国の登記所に本店登記された法人を内国法人としており、我が国の本店所在地基準は、設立準拠地基準と同様の基準として取扱われている。

(3) 英国税制における「法人の居住地」

英国税制においては、一般に英国会社法によって設立された法人が法人税の納税義務者となるが、公共企業、公共団体、収益事業のある協会、相互保険会社及びユニットトラスト等も納税義務者となる。法人は居住法人と非居住法人に区分される。会社の管理支配の中心が英国にある場合には居住法人として扱われるが、1988年3月15日以降は、英国で設立された法人もすべて居住法人とされている⁽⁴⁸⁾。しかし、1993年11月30日以降は、英国法により英国居住法人とされる法人が、英国の締結した租税条約の規定により他の国の居住法人と扱われる場合には、英国居住法人とならないこととなった。英国居住法人以外の法人は、非居住法人（外国法人）とされる。

(4) フランス税制における「法人の居住地」

フランス税制においては、法令上特に定めがないが、フランス国内に登記上の住所を有しているか、又は実質的な管理支配を行っている場合は、フランス居住法人となる。

(47) 会社法4条は、「会社の住所は、その本店所在地にあるものとする」と定め、会社法上、会社は本店の所在地で登記することとされている（会社法911条～914）。なお、公共法人、公益法人等の会社以外の法人は、民法50条は、「法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする」と定めている。

(48) 1988年3月15日以前に英国で設立された法人で管理支配の中心が英国にない場合でも、1988年3月15日以降は居住法人とされる。

(5) インバージョンの影響

典型的なインバージョンにおいて設立される外国親会社は、タックス・ヘイブン所在のペーパーカンパニーである場合が多いと考えられる。

法人の居住地を管理支配地基準により決定する国においては、外国で設立された法人が親会社であっても、その自国子会社が管理支配をしている場合には、居住法人と取扱われることとなる。すなわち、法人の居住地について管理支配地基準を採用する国は、自国に拠点を置く多国籍企業グループがインバージョンを行っても、その外国親会社を国内子会社が管理支配している限り、居住法人として課税されることから、課税ベースが流出することはないと考えられる。

一方、法人の居住地を設立準拠地基準により決定する国においては、タックス・ヘイブンに設立されたペーパーカンパニーで、その法人が自国企業に管理支配されているとしても、外国で設立された法人はすべて外国法人となる。したがって、国内子会社から外国親会社に国外所得が付替えられることにより、課税ベースの流出が起り得ることとなる。すなわち、法人の居住地について設立準拠地基準を採用する国においては、自国の企業グループがインバージョンを行うと、その企業グループがその後に移得する国外所得が外国親会社又は外国関連会社に付替えられると、自国では課税できなくなることとなり、インバージョンの影響を受けると考えられる。

2 法人税の課税所得の範囲と国際的二重課税の排除

—全世界所得課税と領土主義課税—

国際課税制度においては、法人の所得は、その源泉地により国内源泉所得と国外源泉所得に区分されるが、内国法人（又は居住法人）が移得する所得に対して居住地国がどの範囲で課税権を及ぼすかについては、その全世界所得（国内源泉所得及び国外源泉所得）に課税するという制度と、領土主義課税の原則に基づいて、その国内源泉所得にのみ課税するという制度がある。

一方、外国法人（又は非居住法人）に対しては、一定の国内源泉所得に課税するという制度が一般的である。そうすると、全世界所得に対して課税された内国法人は、国外で外国法人として課税された所得について国際的二重課税を受けることになる。そこで、内国法人に対して全世界所得課税を行う国は、この国際的二重課税を自国において排除する方法として外国税額控除方式を採用する。外国税額控除方式とは、内国法人が稼得する国外源泉所得を含む全世界所得に課税しつつ、法人税額から国外源泉所得に課税された外国税額を控除することにより、国際的二重課税を排除する方式である⁽⁴⁹⁾。他方、領土主義課税の原則に基づき、内国法人に対しても、原則として国内源泉所得についてのみ課税する国は、内国法人が稼得する国外源泉所得には課税しないことにより、国際的二重課税を排除していることになる。これは国際的二重課税を排除方式としては国外所得免除方式という⁽⁵⁰⁾。

ここでは、米国、日本、英国及びフランスにおける法人税の課税所得の範囲と国際的二重課税の排除方式を比較し、それぞれの制度がどのようにインバージョンの影響を受けるかについて検討することとする。

(49) 外国税額控除方式は、「資本輸出の中立性」の考え方が背景にあるとされる。資本輸出の中立性とは、投資が国内に対して行われる場合と国外に対して行われる場合のいずれにおいても、自国企業の租税負担には投資場所による相違がないこと、つまり、自国企業が、その投資を国内で行うか、それとも国外で行うかということについて、課税がその選択に影響しないことをいうものである。自国企業の内外投資に対する中立性が維持されるというものである。

(50) 国外所得免除方式は、「資本輸入の中立性」の考え方が背景にあるとされる。資本輸入の中立性とは、自国内で生じた所得に対しては、自国企業が稼得したものであれ外国企業が稼得したものであれ、これを区分せず課税対象とするが、外国において生じた所得に対しては自国課税権を行使しないというものである。自国企業からすれば、進出先国の国内源泉所得に対しては課税されるが、進出先国資本と同じ競争条件を確保できることとなるため、自国に拠点を置く多国籍企業の国際競争力を重視する施策において主張されている原則であるとされる。国際競争力における中立性ともいわれる。

(1) 米国税制における法人税の課税所得の範囲と国際的三重課税の排除の概要

イ 法人税の課税所得の範囲

米国税制においては、内国法人は、所得の源泉地の如何を問わず全世界所得が法人税の課税対象となり、外国法人は、米国源泉の投資所得及び米国内の事業と実質関連のある所得が法人税の課税対象となる。

ロ 国際的三重課税の排除－外国税額控除方式－

直接又は間接に外国政府に納付した所得税は、外国税額控除により国際的三重課税を調整することができる⁽⁵¹⁾。外国税額控除を適用しない場合には、その金額は損金に算入することができる。控除限度額に計算は、従来は所得を9種類に区分し⁽⁵²⁾、その種類毎に控除限度額が定められていたが、2006年12月31日後に開始する課税年度においては、受動所得と一般所得の2種類の所得に区分し、種類毎に全世界一括限度方式により次の算式により計算される。

$$\text{控除限度額} = \text{税額控除前の法人税額} \times \frac{\text{国外源泉所得}}{\text{全世界所得}}$$

限度超過額は、2004年10月22日以前は2年間の繰戻しと5年間の繰越しが認められていたが、それ以後は1年間の繰戻しと10年間の繰越しが認められている。

(51) 間接税額控除は、10%以上保有する子会社（孫会社、ひ孫会社）について適用される。また、外国法人に対する外国税額控除は、外国法人が米国と実質的に関連を有する所得について外国に所得税を支払った場合に適用される。

(52) 所得の種類は、①受動（パッシブ）所得、②高率源泉徴収課税利子、③金融サービス所得、④国際運輸所得、⑤非関連法人からの受取配当、⑥米国国際販売法人所得、⑦外国貿易所得、⑧外国販売法人所得、⑨①～⑧に含まれない全ての所得、の9種類。

(2) 我が国税制における法人税の課税所得の範囲と国際的二重課税の排除の概要

イ 法人税の課税所得の範囲

我が国の税制においては、内国法人は、所得の源泉地の如何を問わず全世界所得が法人税の課税対象となり、外国法人は、一定の国内源泉所得のみが課税対象となる。

ロ 国際的二重課税の排除－外国税額控除方式－

法人税において外国税額控除の対象となる外国の租税は、外国の法令により法人の所得を課税標準として課される税（外国法人税）であり、これには、利子、配当、使用料等に対して源泉徴収の方法により課される税（外国源泉税）や、外国の州、地方公共団体により課される税も含まれる。

外国税額控除の形態は、直接外国税額控除、間接外国税額控除、みなし納付外国税額控除及びタックス・ヘイブン税制における特定外国子会社等に係る外国税額控除がある。これらの控除は、控除対象となる外国税額が算定された時点ですべてを一括して行うこととされている。

控除限度額は、一括限度額方式によっており、次の算式により計算される。

$$\text{控除限度額} = \text{当期の算出税額} \times \frac{\text{国外源泉所得}}{\text{全世界所得}} \quad (\text{国外所得割合})$$

また、控除余裕額の3年間の繰越使用と控除限度超過額の3年間の繰越控除が認められている。

(3) 英国税制における法人税の課税所得の範囲と国際的二重課税の排除の概要

イ 法人税の課税所得の範囲

居住法人は、所得の源泉地の如何を問わず全世界所得が法人税の課税対象となり、非居住法人は、一定の英国国内源泉所得のみが課税対象と

なる。

ロ 国際的三重課税の排除－外国税額控除方式－

国外で課税された外国所得税に対しては、外国税額控除の制度が認められている。

外国税額控除額は、所得の区分ごとに、その所得に課税される法人税が限度とされ、超過外国法人税額は、他の所得区分の所得に係る英国法人税額からの控除は認められないが、同一所得区分に係る英国法人税からの控除については、無期限の繰越しと3年の繰戻しが認められる。

間接税額控除は、外国法人の議決権の10%以上を直接又は間接に所有する場合、その外国法人からの受取配当について認められる⁽⁵³⁾。

(4) フランス税制における法人税の課税所得の範囲と国際的三重課税の排除の概要

イ 法人税の課税所得の範囲

居住法人の課税所得の範囲は、事業所得については、原則として領土主義によりフランス国内源泉所得のみが課税される。投資所得については、原則として全世界所得課税が課税となるが、国外の支店等に帰属する所得、国外の完全な事業サイクル (complete business cycle) から生じる所得、及び国外の事業活動と関連して生じる投資所得は、フランスにおける課税を免除される。

国内源泉所得となる事業所得は、フランス国内に事業を行う場所若しくは代理人が存在するか、又はフランス国内で完全な事業サイクルが遂行されたか否かを基準として判定される。但し、例外として次の3つの国外所得は居住法人の課税所得に含まれる。

① 財務大臣の許可により、国外の支店及び子会社と連結する場合の国

(53) 間接税額控除においては、英国親会社は、外国子会社等からの配当を受取る会社を外国（オランダ等）に設立し、配当に係る外国税をまとめてその税率の平均化を図ってきたが（ミキシング）、現在は、配当支払法人毎に英国法人税率のシーリングが適用されている。

外所得

- ② 所定の要件（10%又は25%所有要件）を具備するタックス・ヘイブ
ンに所在する法人のうち、適用除外となる場合を除き、合算の対象と
なる国外所得
- ③ 租税条約によりフランスによりフランスに課税権が配分された国
外所得

ロ 国際的二重課税の排除－国外所得免除方式－

内国法人の事業所得については、領土主義課税が原則となるため、一
定要件の国外源泉所得は国内で非課税となる。一方、配当、利子、使用
料等の国外における投資所得のうちフランスで課税される所得⁽⁵⁴⁾につ
いては、外国で納付した所得税は損金として控除されるが、税額控除は
行わない。なお、租税条約が適用となる場合には、その条約に定める方
法により国際的二重課税の排除が行われることになり、外国税額控除が
行われる場合もある。

(5) インバージョンの影響

多国籍企業グループがインバージョンを行う動機のひとつは、内国法人
が稼得する国外源泉所得の対する過重な課税の回避と考えられる。したが
って、内国法人の課税所得の範囲を原則として国内源泉所得とし、国外所
得免除方式により国際的二重課税を排除すれば、インバージョンの影響は
受けないと考えられる⁽⁵⁵⁾。

内国法人の課税所得の範囲と国際的二重課税の排除について全世界所得
課税・外国税額控除方式を制度として採用している国においては、外国で
納付した租税の全額を自国で全世界所得について課された税額から無制限

(54) 国外の支店等に帰属する所得、国外の完全な事業サイクルから生じる所得、及び
国外の事業活動と関連して生じる投資所得以外の投資所得。

(55) 原則として領土主義課税・国外所得免除方式を制度として採用しているフランス
も、一定の国外源泉所得について課税することとしていることから、この部分につ
いてはインバージョンの影響を受ける場合があるかもしれないが、影響は軽微であ
ると考えられる。

に控除するという方式（完全税額控除方式）を採用すると、国内源泉所得に対する課税すら確保できない事態が生じることから、現実には完全税額控除方式を採用する国はなく、通常は、国外源泉所得に対して居住地で課される税額を限度として控除を認めるという考え方が採られている⁽⁵⁶⁾。すなわち、全世界所得課税・外国税額控除方式を採用している国における現実の課税制度においては、国外所得について完全には二重課税が排除されず、控除限度額の繰戻しや繰越しの制度があるなど、制度の仕組みが複雑なものとなっている。これらの国に所在する多国籍企業は、自国との租税条約において親子会社間配当に対する課税を軽減又は免除を規定し、その国の国内法において国外投資に対する免税又は課税軽減の制度を有する国に外国親会社を設立して国外事業を移管すれば、国外所得に対する過重な課税は回避することができる。ただし、英国のように法人の居住地を管理支配地基準で判定する国は、租税条約上の双方居住者の問題はあものの、外国親会社が英国居住法人と判定される限りにおいてはインバージョンの影響を受けないことになる。

したがって、法人税の課税所得の範囲と国際的二重課税の排除方式の制度は、米国及び日本のように法人の居住地を設立準拠地基準で判定する国において、全世界所得課税・外国税額控除方式を採用している場合に、イ

(56) 次の3つの方式がある。

〔所得項目別限度額方式（英国）〕

国外において、例えば利子所得を得た場合、その利子所得に対し、居住地で課す税額の範囲内で、その利子所得に対して課された外国税額を控除するというように、利子、配当、使用料、事業所得等の所得項目ごとに限度額を計算する方式。

〔国別限度額方式（フランス、ドイツ）〕

A国とB国で所得を得た場合、A国での所得に対し居住地で課す税額の範囲内でA国で課された外国税額を控除し、B国での所得に対し居住地で課す税額の範囲内でB国で課された外国税額を控除する等、国ごとに限度額を計算する方式。

〔一括限度額方式（米国、日本）〕

全世界を居住地国と外国に2分し、外国で得た全ての所得を一括計算し、これに対して居住地で課す税額の範囲内で全ての外国で課された外国税額を控除するというように、全ての国外所得を合算して限度額を計算する方式。

インバージョンの影響を受けることになると考えられる。

3 タックス・ヘイブン税制—受動所得課税方式と軽課税国課税方式—

いわゆるタックス・ヘイブン税制は、一定の外国子会社に留保された所得については、内国親会社の課税所得に含めて課税する制度である。制度の仕組みとしては、外国子会社が稼得した受動所得を課税対象とする受動所得課税方式と軽課税国に設立された子会社に留保された所得を課税対象とする軽課税国課税方式がある。

インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等においては、国内の事業継承法人の外国子会社の株式が外国親会社に移転される場合がある。そうすると、従来は内国法人においてタックス・ヘイブン税制の対象となっていた外国子会社は、その内国法人にとっては兄弟会社ということになり、タックス・ヘイブン税制の対象とならなくなる。そこで、米国、日本、英国及びフランスにおけるタックス・ヘイブン税制を比較し、それぞれの制度がどのようにインバージョンの影響を受けるかについて検討することとする。

(1) 米国税制におけるタックス・ヘイブン税制の概要

米国のタックス・ヘイブン税制においては、被支配外国法人によって稼得された米国でのリスクに係る保険所得及び投資所得等（サブパートF所得）は、それが株主に分配されたか否かに関わらず、その留保所得について株主の持分に応じて益金に算入される。

被支配外国法人とは、株式の10%以上を保有する米国株主の株式の合計がその法人の全株式の50%超であるものをいう。

(2) 我が国税制におけるタックス・ヘイブン税制の概要

我が国のタックス・ヘイブン税制は、内国法人又は居住者によってその発行済株式等の総数又は出資金額の50%超を直接及び間接に保有されて

いる外国法人（＝「外国関係会社」）⁽⁵⁷⁾で、税の負担が我が国に比して著しく低い国又は地域に本店等を有するもの（＝「特定外国子会社等」）⁽⁵⁸⁾の留保所得のうち、直接及び間接にその発行済株式等の5%以上を、単独又は同族株主グループと共同で、保有する内国法人の株式保有割合に対応する部分の金額を、その内国法人の収益の額とみなして、益金の額に算入するというものである。

ただし、特定外国子会社等が独立企業としての実体を備え、かつ、その軽課税国で事業活動を行うことにつき十分な経済合理性が認められる等、一定の要件（適用除外要件）⁽⁵⁹⁾に該当する場合には、適用しない。

(57) 内国法人等がその受益権の総口数の50%超を直接及び間接に保有している外国信託である「外国関係信託」も同様にタックス・ヘイブン税制の対象となる。

(58) 次の①又は②のいずれかの要件に該当する外国関係会社（外国関係信託）。

① 法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社（外国関係信託）。

② その事業年度の所得に対して課される租税の額が、当該所得金額の25%以下である外国関係会社（外国関係信託）。

(59) 適用除外要件は次のとおり。

〔事業基準〕

主たる事業が次のいずれでもないこと。

① 株式（出資を含む。）、債券の保有

② 工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに順ずるもの若しくは著作権の提供

③ 船舶・航空機の貸付け

〔実体基準〕

その国（本店等の所在地）に主たる事業に必要な事務所、店舗、工場等を有すること。

〔管理支配基準〕

その国において主たる事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること。

〔非関連者基準・所在地国基準〕

① 非関連者基準（対象業種：卸売、銀行、信託、証券、保険、水運、航空運送）その事業を主として関連者（50%以上の出資会社等）以外の者との間で行っていること（収入金額の50%超で判定）。

② 所在地国基準（対象業種：①以外の業種）

その事業を主としてその国で行っていること。

(3) 英国税制におけるタックス・ヘイブン税制の概要

英国居住法人は、被支配外国法人の所得について、その持分に応じて合算課税される。被支配外国法人とは、英国居住法人により管理され、その会社に対する持分が直接間接 25%以上で、かつ税率が英国の対応する税率の 75%以下である国の居住法人をいう。被支配外国法人に実体があると認められるような場合や租税回避とは認められないような場合等、一定の場合には適用が除外される⁽⁶⁰⁾。

なお、タックス・ヘイブン税制は、税務当局が軽課税国居住法人は英国の法人税を回避する目的で設立されたと認定する場合に適用される。

(4) フランス税制におけるタックス・ヘイブン税制の概要

フランスのタックス・ヘイブン税制においては、従来は、フランス親会社が、外国子会社の 10%超の持分を所有するか外国子会社に 2,280 万ユーロ以上投資していることが支配外国法人の要件であったが、2006 会計年度からは、フランス親会社が外国子会社の 50%超を直接・間接を問わず所有している場合に支配外国法人等とされ、これらの企業体の利益はフランスで法人税の課税対象とされる。この場合、支配外国法人等の稼得した利益はフランスの親会社に配当したものとみなされる。支配外国法人が当該外国において支払った法人税はフランスにおいて控除される。

この制度は、その外国法人の所得が、当該外国における実質的な事業活動による場合には適用されない。ただし、この例外規定は、例えば、その外国法人の所得の 20%以上が、株式・証券等の証券業務や、特許権等の管理業務によって得られたものであるような場合には適用されない。

(60) 次のいずれかに該当する場合は適用除外となる。

- ①被支配外国法人の利益が 12 ヶ月で 5 万ポンド未満の場合
- ②被支配外国法人が所定の免税となる活動を行っている場合
- ③被支配外国法人が英国法人に所定の金額以上の配当を行っている場合
- ④被支配外国法人が所定の地域の居住法人で、その所得の 90%以上がその地域の源泉所得で、かつ、その他の租税回避ではないとする要件を満たす場合
- ⑤被支配外国法人の議決権株式の 35%以上が公認の証券市場で取引されている場合

(5) インバージョンの影響

米国とフランスのタックス・ヘイブン税制は、被支配外国法人の一定の所得（事業所得ではない受動所得）を親会社の所得として課税する受動所得課税方式であり、日本と英国のタックス・ヘイブン税制は、軽課税国所在の被支配外国法人の留保所得を親会社の所得として課税する軽課税国課税方式である。

多国籍企業グループがインバージョンを行う動機のひとつは、国外所得に対する課税の軽減と考えられるが、インバージョンに伴ってタックス・ヘイブン税制が適用される被支配外国法人の株式を外国親会社に移転することにより、その被支配外国法人の留保所得が自国で課税されることを回避する可能性が指摘されている⁽⁶¹⁾。しかし、課税が回避されるのは被支配外国法人の株式を移転する外国親会社が課税上外国法人（又は非居住法人）である場合であり、外国親会社が管理支配地基準により内国法人（又は居住法人）となる限り、その被支配外国法人の留保所得に対してはタックス・ヘイブン税制が適用される。すなわち、法人の居住地について管理支配地基準を採る英国とフランスにおいては、制度の仕組みは異なっても、そのタックス・ヘイブン税制はインバージョンの影響を受けないと考えられる。一方、米国と日本のタックス・ヘイブン税制は、制度の仕組みは異なるが、法人の居住地について設立準拠地基準を採用しているために、インバージョンの影響を受けると考えられる。

すなわち、タックス・ヘイブン税制は、制度の仕組み以前の問題として、法人の居住地の判定基準の方式によりインバージョンの影響を受けるか否かが決まるのである。ただし、インバージョン対応税制の構築の仕方は、

(61) 米国においては、外国子会社のサブパート F 所得が米国親会社の課税所得となるため、米国人の外国子会社の所有権がインバージョン外国親会社又は外国関連会社に移転すると、移転された外国子会社のサブパート F 所得は、その米国人の課税所得を構成しないことになる。米国インバージョン報告書においては、これにより米国の課税ベースが失われるとしている。

タックス・ヘイブン税制の仕組みに応じたものとなると考えられる。

4 過少資本税制及び移転価格税制

過少資本税制及び移転価格税制は、各国の制度に大きな相違はないが、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等により、それぞれの制度に内在する問題点が顕在化すると考えられる。

(1) 過少資本税制

過少資本税制とは、法人の株主からの借入金が一定の負債・資本比率を超えて借入金の比率が多い場合に、その借入金の一部を株主からの資本とみなして、支払利子の損金算入を制限するものである。各国の過少資本税制は、クロスボーダーの支払利子に適用される場合⁽⁶²⁾には、負債・資本比率に相違はあるものの、ほぼ同様の規定となっている⁽⁶³⁾。

米国インバージョン報告書は、インバージョンに伴って創出されるクロスボーダーの「会社間負債」に起因して国外の関連会社に損金として利子が支払われることにより、過少資本税制が適用されない部分について米国の課税ベースが流出するとしている。

(2) 移転価格税制

米国の移転価格税制は IRC § 482 に規定されているが、これは、関連者間の取引の対価の額が独立企業間価格に比して低額又は高額であることに

(62) 過少資本税制は外資系法人に適用されるが、ドイツは法人一般に適用される。

(63) 主要国における資産・負債比率は、原則として次のとおり。

日本	米国	英国	フランス	ドイツ	カナダ	オーストラリア
自己資本の3倍	自己資本の1.5倍*	外国の大株主(75%以上出資)への支払利子	自己資本の1.5倍	自己資本の3倍	自己資本の3倍	自己資本の3倍

* 米国の場合は、負債・資本比率の1.5:1を超えており、かつ、純利子費用が調整済課税所得の50%を超えている場合に、関連者に支払われた利子のうち、その超えている部分について適用される。

* なお、米国課税当局は、法人の調達資金が借入れか出資であるかを、個々のケースに即して個別に決定することができるという規定もある。この規定は法人一般に適用される。

より課税所得が減少していると認められる場合には、これらの取引が独立企業間価格によって行われたものとして課税所得を計算し直すというものである。各国の移転価格税制は、独立企業間価格の法定算定方法や適用対象取引を国際間取引に限定するか否かという点に多少の相違はあるものの、米国と同様の制度となっている。したがって、インバージョンが制度に与える影響という意味では各国共通の問題であると考えられる。

自国の多国籍企業がいわゆるタックス・ヘイブンにインバージョンし、外国親会社に無形資産を移転し又は外国親会社と再保険契約を締結する場合には、各国の移転価格税制が内包する問題、すなわち、米国インバージョン報告書が指摘するような無形資産の移転に係る価格の評価及び独立企業間価格の算定、また再保険料の料率及び支払いの適否の問題、が顕在化することになる。

(3) インバージョンの影響

過少資本税制及び移転価格税制は、適正な課税所得を算出する又は国際的租税回避を防止する目的でクロスボーダーの関連会社間取引を規制する制度であるが、内国法人において、インバージョンのために設立された外国親会社との間にクロスボーダーの取引が新たに創出されることにより、それぞれの制度が包含する問題が顕在化する可能性がある。すなわち、多国籍企業グループが租税回避を企図してインバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等を行う場合には、この創出される関連会社間取引は、過少資本税制や移転価格税制が機能しにくいような形態で行われることが考えられ、執行上の問題が生じると考えられる。

ただし、この場合も、法人の居住地について管理支配地基準を採用する国においては、インバージョンした外国親会社がペーパーカンパニーである限りは課税上は内国法人（又は居住法人）と取扱われるため、関連会社間取引はクロスボーダー取引とはならないことから、過少資本税制や移転価格税制についてもインバージョンの影響はそれほど受けにくいことになる。

5 小括

インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等は、国内の多国籍企業グループが稼得する所得に対する課税管轄の変更処理ということができるが、主要国の国際課税制度の仕組みを検討すると、その仕組みによってインバージョンの影響を受けにくい制度と受け易い制度がある。

法人の居住地の判定基準の制度については、英国やフランスが採用する管理支配地基準は、居住法人がインバージョンを行っても、その外国親会社が国内で管理支配されていれば居住法人として課税されることから、インバージョンの影響を受けにくいと考えられる。一方、米国や日本が採用する設立準拠地基準は、法人の課税所得の範囲についての制度を、内国法人は全世界所得、外国法人は国内所得としている国においては、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等において国外所得を生む資産が内国法人から外国法人に移転されれば、国外所得に対する課税関係においてインバージョンの影響を受けることになる。なお、設立準拠地基準を採用する場合でも、法人の課税所得の範囲についての制度を、原則として国内所得のみに課税する領土主義課税としている国では、国外所得に対する国内課税の軽減を図るという動機そのものが存在しなくなることから、これを目的としたインバージョンは行われないと考えられる。

また、タックス・ヘイブン税制、過少資本税制及び移転価格税制という国際的租税回避を防止する制度については、法人の居住地について設立準拠地基準を採用する国において、国際的租税回避を企図してインバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等が行われると、制度面で対応できない場合や執行に困難が生じる場合があることから、間接的にインバージョンの影響を受けることになる。

Ⅲ 我が国におけるインバージョンの影響と問題の所在

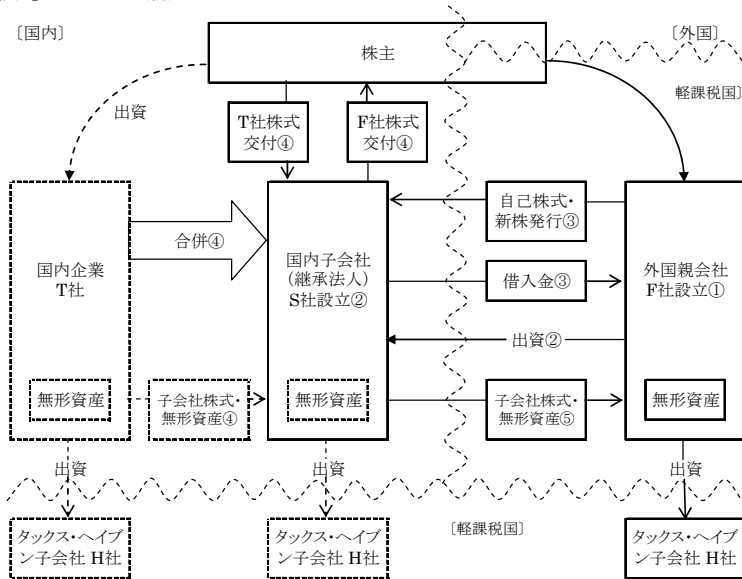
米国と日本の国際課税制度の仕組みは類似している部分が多く、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等は、米国と同様、我が国の国際課税に影響を与えることとなるが、日米両国は、法人の設立や組織再編成を規制する会社法その他法人の事業活動を取巻く環境が異なっている⁽⁶⁴⁾。そこで、インバージョンが我が国の国際課税にどのような影響を与え、問題はどこに所在するかについて、具体的に検討する。

1 我が国で可能なインバージョン

我が国におけるインバージョンの問題については、新会社法により可能となったクロスボーダーの三角合併の設例に基づいて考察することとする。設例は、次のとおり。

(64) 米国においては、それぞれの州において会社法が定められ、組織再編成もある程度緩やかとなっており、インバージョンを行っても米国での上場は継続される場合がある。

【図1】インバージョン(例)



【取引】

- ① 国内企業T社グループは、軽課税国に外国親会社F社を設立し、直ちにF社に自己株式を全株取得させる。
- ② 外国親会社F社は、国内にT社の継承法人となる子会社S社を設立する。
- ③ 国内子会社S社は、外国親会社F社が保有する自己株式を購入すると共に、F社が発行する新株を引受ける。その際、S社のF社株式の取得資金は、自己資本（資本金）とF社からの借入金で調達される（負債の創出）。
- ④ 国内子会社S社は、国内企業T社の株主に対して、F社の株式を交付し、これと交換にT社株式を取得し、T社を吸収合併（三角合併）する。その結果、T社は外国親会社F社の子会社S社となり、T社の株主は、外国親会社F社の株主となる。
- ⑤ S社は、タックス・ヘイブン子会社株式及び無形資産をF社に移転する（資産の国外移転）。

インバージョンにおいては、T社株主とS社との間でT社株式とF社株式が交換されるが、F社はペーパーカンパニーとして設立されることから、この株式交換が成立するためには、F社の資本金はT社の株式の価値と同等の価値を有する必要がある。すなわち、T社の企業価値が高ければ高いほどF社は多額の資本金が必要となる⁽⁶⁵⁾。しかし、インバージョンの過程を経れば、最終的にはT社の株主がS（旧T社）の外国親会社F社の株主に変更されるだけであることから、企業グループとしては、単に勘定を循環させるだけで、実際には多額の資金を必要としないかもしれない。例えば、仮に外国親会社F社が資本金5で設立され、すぐに自己株式を取得したとする(①)。T社の価値が100であれば、F社は、借入金で25を資金調達し、これを出資してS社を設立する(②)。S社は、自己資金（資本金）25とF社から調達した借入金（会社間負債）75で、F社の自己株式5と新株95を取得する(③)。F社は、S社から受取った新株等の対価のうちS社の自己資金（資本金）により支払われた25を、S社設立の際の借入金25の返済に充当する、という処理が考えられる。この結果、F社においては、資産としてS社株式25及びS社に対する貸付金75、資本金100が計上され、S社においては、資産としてT社株式100、負債としてF社からの借入金75、資本金25が計上されることになる。

2 タックス・ヘイブン子会社株式の国外移転による留保所得課税の回避

インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等においては、国内企業T社が、その特定外国子会社等（いわゆるタックス・ヘイブン子会社）に該当している外国子会社H社の株式を外国親会社F社に移転する場合がある⁽⁶⁶⁾。

(65) タックス・ヘイブンに設立する外国親会社F社の出資は「見せ金」でも可能かもしれない。

(66) 最も単純なケースとしては、譲渡や現物出資による移転が考えられる。譲渡の場合は、H社にS社において課税済留保金額があると、その分だけ譲渡益が生じ、こ

(1) 特定外国子会社等の留保所得に対する課税の問題

H社が国内企業T社の特定外国子会社等である場合は、H社が稼得した所得については、これがT社に配当される場合には、配当された金額はT社の課税所得を構成し⁽⁶⁷⁾、H社の所在地国における法人税及び配当に対する源泉税が外国税額控除の対象となるが、H社の所在地国における法人税及び配当に対する源泉税が無税又は少額の課税であることから、我が国で納税額が発生することになる。H社が稼得した所得が同社に留保されている場合には、いわゆるタックス・ヘイブン税制の適用により算出された課税対象留保金額が国内企業T社の課税所得を構成することとなる。

しかし、H社株式が外国親会社F社に移転された場合には、その後は、もはやH社はS社（旧T社）の特定外国子会社等ではないことから、H社が稼得する所得については内国法人S社の課税所得を構成することはない。インバージョンにより我が国の課税ベースが失われているようにみえる。

(2) 問題の所在一子会社の企業価値の算定一

ここでの論点は、H社の株式のF社への移転に係るキャピタルゲインが適正に課税された場合に、H社が将来国外で稼得する所得について我が国の課税権を確保する必要があるか、という点である。

例えば、H社の事業が株式や債券の保有であるならば、子会社株式の保

れに課税されると二重課税になることから、譲渡の直前には、H社はその留保所得について全て配当すると考えられる。また、現物出資の場合は、適格現物出資であれば譲渡益は繰延べられるが（外国法人の発行済株式数の25%以上の株式を保有する場合におけるその外国法人の株式の他の外国法人への現物出資は、適格現物出資になる場合がある（法法2十二の十四、法令4の2⑦））、譲渡益が実現することとなった場合に課税済留保金額との調整がされなければ、譲渡の場合と同様に二重課税になることから、譲渡の直前には、H社はその留保所得について全て配当すると考えられる。そうすると、H社がペーパーカンパニーであれば、その移転については譲渡益はほとんどないと考えられる。なお、インバージョンに伴ってタックス・ヘイブン子会社の株式が現物出資される場合については、平成19年度税制改正において、非適格の現物出資とされた（本稿V2(2)参照）。

(67) 以前に課税済留保金額としてT社の所得として課税されていた部分については調整される。

有は間接的なポートフォリオであり、その移転に係る譲渡益について適正に課税されていれば⁽⁶⁸⁾、その後のH社の稼得所得についてまで課税権を確保する必要はないと思われる。しかし、S社（旧T社）のスタッフが発掘し、先行投資し、マネージメントした国外事業について、その費用をH社に計上させることによりH社の事業としていたが、その事業が軌道に乗って利益を生む時期になって、このようなH社株式のF社への移転が行われたとしたらどうであろう。H社には先行投資に係る累積赤字が計上されており、また、その事業は将来の利益は見込めるものの合理的にその現在価値を算出することは困難であるため、H社の株式の価値は低く評価されている。このような場合の子会社株式の保有は、単純なポートフォリオではなく、子会社H社を名義人として国内企業T社が自ら事業を行っているものであり、その事業の将来の利益については、S社（旧T社）の居住地国である我が国の課税権を確保すべきとの考え方も成立つのではないか。

3 外国関連会社に対する支払利子—過少資本税制と支払利子の源泉税—

米国インバージョン報告書が指摘するように、インバージョンに伴ってクロスボーダーの関連会社間負債が創出されると、内国法人S社が外国親会社F社に支払う利子は、過少資本税制⁽⁶⁹⁾の適用がない限りはS社の法人税の課税所得計算上損金に算入されることとなる。ただし、その支払利子は、我が国国内法を適用すると、20%の税率で源泉徴収課税される（所法 161 六、同 213 一）。

(68) H社株式がF社に現物出資され、これが適格現物出資に該当する場合には（前掲注(66)参照）、H社が保有する株式等の含み益については、課税が繰延べられることになり、その後我が国で課税する機会がないとすれば問題かもしれない。

(69) 我が国の過少資本税制は、内国法人が国外支配株主等に対して負債の利子を支払う場合に、その国外支配株主等に対する利付負債（利子に基因となる負債）の平均残高が、その内国法人に対する国外支配株主等の資本持分の3倍を超える場合には、その国外支配株主等に対して支払う負債の利子の額のうちその超過額に対応する部分の金額は損金に算入しない、というものである（措法 66 の 5）。

(1) 内国法人の法人税率と支払利子に対する源泉税率との差の問題

例えば、クロスボーダーの関連会社間負債の創出により、S社がバミューダ親会社F社に対して利子を支払う場合は、S社は、その支払額について、法人税の課税所得の計算上は損金に算入する一方、20%の税率で源泉徴収することとなる。これを我が国に対する納税額という観点でみると、支払額の30%のS社の法人税が減少し、20%の源泉所得税がF社に課税されることから、支払額の10%（法人税率30%と源泉税率20%との差）の税金が我が国から流出することになる。バミューダにおいてF社の利子所得が国外源泉所得ということで課税されなければ、多国籍企業グループにとっては、支払額の10%の税金がそのままグループ全体の税負担の減少となる。

また、例えば、内国法人S社がF社株式の取得資金を租税条約締結国であるオランダの関連会社から調達すれば、S社は、その支払利子について租税条約の軽減税率（10%）により源泉徴収することになる。この場合は、支払額の20%（法人税率30%と源泉税率10%との差）の税金が我が国から流出することになる。オランダにおいて、その関連会社の利子所得が国外投資所得ということで少額しか課税されなければ、多国籍企業グループにとっては、我が国における税負担の減少は、ほとんどそのままグループ全体の税負担の減少となる。

ただし、過少資本税制の適用がある場合には、多国籍企業グループの税負担の減少も少なくなり、その分流出に歯止めがかかることになる。

(2) インバージョンによる会社間負債の創出

通常行われるクロスボーダーの三角合併は、外国親会社F社が実体のある大企業であり、市場価値を有しているF社株式を対価として被合併法人T社の株式を取得することから、多額の合併資金を必要としない点にメリットがあるとされている。この場合、F社は、合併対価として交付するための自己株式を継承法人である国内子会社S社に取得させる必要があるが、その取得資金全額を出資するか又は必要な自己株式を現物出資することに

よりS社を設立すれば「会社間負債」は生じないが、F社がその取得資金に満たない金額を出資してS社を設立し、不足する資金を貸付けて保有する自己株式を購入させるか又は増資を引受けさせるとすれば、S社には「会社間負債」が生じることになる。

一方、インバージョンにおいては、外国親会社F社及びF社が設立する国内子会社（継承法人）S社は、ペーパーカンパニーとして新たに設立される。仮にT社株式の価値が100であるとする、S社は、T社株式と同等の価値を有するF社株式を取得することになるが、設立直後のF社株式の価値はF社の資本金の金額に等しいことから、F社の資本金は100である必要があり、S社がF社株式を取得する資金も100必要となる。この資金について、過少資本税制の適用を避けつつ「会社間負債」を創出させるためには、S社は、自己資金（資本金）25とその3倍のF社からの借入金（会社間負債）75を資金としてF社株式を取得することになる⁽⁷⁰⁾。

通常行われるクロスボーダーの三角合併においても、インバージョンにおいても会社間負債が生じる場合があるが、両者には次のような相違がある。

イ 企業グループ内の企業価値及びその後の所得の増加

通常行われるクロスボーダーの三角合併は、外国企業グループがグループ外の国内企業をその企業グループに編入するために行われる。その過程で生じた「会社間負債」は、国内企業の企業価値をグループ内に取り込むために必要な資金を国内に設立した継承法人S社において外国親会社からの借入金で調達したということができる。外国企業グループとしては、日本における借入金は増加したが、企業価値も増加させている。そして、その後にS社が所得を稼得すれば、企業グループとしての所得も増加する。

(70) なお、その後、S社は、T社の株主との間において、F社株式とT社株式を交換することになるため、多額の「会社間負債」が創出されるもう1つの条件は、T社株式の価値が高額であるということであろう。

一方、インバージョンにおいては、国内企業グループがそのグループ内の企業構造を変更しただけであり、企業グループにおいては、グループ内にペーパーカンパニーが増加しただけで、企業価値は増加していない。また、その後の企業グループの所得も増加しない。

ロ 旧T社株主のS社に対する支配関係

通常行われるクロスボーダーの三角合併においては、処理後における旧T社株主において、F社及びS社（旧T社）に対する支配関係（持株割合）が大きく変化する。すなわち、旧T社株主は、F社の一株主に過ぎなくなり、S社（旧T社）に対する支配は及ばない。一方、インバージョンの場合は、旧T社株主はF社の全株を保有し、S社（旧T社）に対する支配関係も実質的に変化はないことになる。

(3) 問題の所在一事業目的のない企業グループ内の企業構造の変更一

通常行われるクロスボーダーの三角合併は、外国企業グループがグループ外の国内企業をその企業グループに編入するという事業目的に基づいて行なわれ、企業グループとしての価値及びその後の所得を増加させている。また、S社の株主構成は、旧T社の株主構成とは大きく異なっている。

一方、インバージョンにおいては、国内企業グループが単にそのグループ内の企業構造を変更しただけであり、企業グループとしての企業価値やその後の所得の増加もないし、S社の株主は、旧T社の株主と実質的に異なるところはない。

このようにみると、インバージョンによる会社間負債の創出は、その負債の創出自体に課税上の問題があるのではないかと考えられる。

4 無形資産の国外移転とこれに伴うロイヤルティ支払いによる所得移転

タックス・ヘイブン子会社の株式と同様、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等においては、S社が保有する無形資産を外国親会社F社に移転する場合がある。この場合は、移転の際の譲渡益課税の問題と、その後のロイヤルティの支払いに対する移転価格課税の問題とが生ずる

こととなる。また、外国親会社F社の設立国については、租税条約のネットワークを有し、かつ、ロイヤルティのような国外所得を免除とする国を選択することも考えられる。

(1) 無形資産の国外移転に係る譲渡益課税の問題

国際租税法においては、キャピタルゲインは原則として居住地国課税であることから⁽⁷¹⁾、有形資産であれ、無形資産であれ、国内資産が国外に移転する際にその含み益に対して課税されないならば、その資産の移転時までのキャピタルゲインに対する居住地国の課税権が失われることになる。我が国の現行制度においては、現物出資の場合でも国内にある無形資産が国外に移転する場合にはキャピタルゲインを認識することとなるが⁽⁷²⁾、無形資産については、その時価の算定が困難なことが問題となる。特にこれを関連会社間で移転させる場合には、時価の算定にコストをかける必要もないことから、その価額が恣意的に低めに設定される可能性がある。そうすると、適正時価との差額については、そのキャピタルゲインに対する我が国の課税権が失われることになる。

(2) 無形資産の国外移転に伴うロイヤルティの問題

外国親会社F社に移転された無形資産は、その後、第3者のみならず、S社及びグループ各社において使用されることが考えられるが、この場合は、F社は、S社及びグループ各社からロイヤルティを受領することになる。これをS社（旧T社）についてみると、S社は、従来受領していたその無形資産の使用に係るロイヤルティ収入が減少するのみならず、その無形資産の使用についてF社に新規にロイヤルティ支払うことになる。すなわち、我が国の課税ベースは、S社の課税所得において、従来受領してい

(71) 例外として、不動産及びPE事業用資産の譲渡益は源泉地国に課税権が配分されている。

(72) 国内にある不動産やその上に存する権利、その他国内にある事業所に属する資産は、外国法人に現物出資する場合は、適格現物出資とはならない（法法 2 十二の十四、法令 4 の 2⑦）。

たロイヤルティ収入が国外流出し、新規に支払うロイヤルティの額だけ国内所得が侵食されることとなる⁽⁷³⁾。

典型的なインバージョンにおいては、外国親会社F社はタックス・ヘイブンに設立されると考えられることから、無形資産の国外移転後における我が国の国内法の適用関係について検討することとする。

イ T社が国外から受領していたロイヤルティ

T社が保有していた無形資産の国外使用に係るロイヤルティ収入については、T社の課税所得を構成するが、その源泉地国で課税された源泉所得税が外国税額控除されることとなる。したがって、現実には我が国に納付される税額は、ロイヤルティ収入に対応する原価がないものとするれば、収入金額に国内の法人税率（30%）を乗じた金額と租税条約上の限度税率（0%～10%）を乗じた金額との差額であったと考えられる。

インバージョンに伴う無形資産の国外移転後、その国外使用に係るロイヤルティがタックス・ヘイブン所在のF社に支払われることとなれば、我が国に納付されていた税額（ロイヤルティ金額×20%～30%⁽⁷⁴⁾）は失われるが、その源泉地国においては国内法の税率（20%～30%）で源泉所得税が課税されることとなる。F社はその居住地国で法人税が課税されないが、源泉地国で課税された源泉税も控除されないと考えられることから⁽⁷⁵⁾、F社における税負担は、ロイヤルティ金額の20%～30%になる。そうすると、無形資産の国外使用に係るロイヤルティについては、

(73) S社は、国内で使用する権利を含め、無形資産を完全に外国新親会社F社に移転すると、無形資産の譲渡益を得たことと引き換えに、その後に移得する所得から、当該無形資産の国内使用に係るロイヤルティを支払うことになる。無形資産の時価を算定するにあたっては、当然のことながら将来S社が支払うこととなるロイヤルティについても考慮する必要がある。

(74) ロイヤルティに対しては、源泉地国においては租税条約上の限度税率（0%～10%）で課税され、これが我が国の法人税（税率 30%）から税額控除されることから、我が国に納付されていた税額は、ロイヤルティ金額に20%～30%を乗じた金額となる。

(75) 一般にタックス・ヘイブン国は、国外源泉所得には課税せず、外国税額控除制度はないと考えられる。

我が国に対する納税額は相当程度減少するが、企業グループ全体としての税負担は、そのロイヤルティの源泉地国の国内法の源泉税率により変動はあるが、ほとんど変わらないかもしれない。

ロ T社が国内で受領していたロイヤルティ及び新規に支払うロイヤルティ

T社が保有していた無形資産の国内使用に係るロイヤルティについては、T社の課税所得を構成することから、ロイヤルティ収入に対応する原価がないものとするれば、我が国に納付される税額は収入金額に国内の法人税率（30%）を乗じた金額となる。

インバージョンに伴う無形資産の国外移転後、この国内使用に係るロイヤルティがタックス・ヘイブン所在のF社に支払われることとなれば、その源泉地国である我が国においては国内法の税率で課税されることとなるから、F社はその受取ロイヤルティに対して20%の源泉所得税が課税される。そうすると、無形資産の国内使用に係るロイヤルティについては、我が国に対する納税額は、その収入金額に10%（法人税率30%と源泉所得税率20%の差）を乗じた金額が減少し、企業グループとしての税負担は、その分だけ減少する。

S社が新規に支払うこととなるロイヤルティについても、S社の課税所得がその支払金額だけ減少する一方、支払金額に対して源泉所得税が課税されることから、我が国に対する納税額は、その支払金額に10%（法人税率30%と源泉所得税率20%との差）を乗じた金額が減少し、企業グループとしての税負担は、その分だけ減少する。

(3) 国外所得免除の租税条約締結国に外国親会社を設立する場合の問題

上記(2)のとおり、いわゆるタックス・ヘイブンに外国親会社F社を設立するインバージョンにおいては、多国籍企業グループにとっては、大幅な税負担の軽減にはならないかもしれない。しかし、租税条約ネットワークを有し、かつ、国外所得を免除とする国に外国親会社F社を設立し、F社がある程度の実体を有している場合には、税負担の軽減の効果があるのではないか。

例えば、F社をシンガポールに設立したとする。シンガポールは、もとも低税率国であるが、下記(4)のとおり、国外源泉のロイヤルティについて5年間免税とし、この措置が受けられなくなっても税の軽減措置がある。また、所有権がある特許権等の知的財産権は、定額法により年率20%で償却される。さらに、租税条約ネットワークを有しているため、国外源泉のロイヤルティに課税される源泉所得税は我が国を含め通常は10%、相手国によっては0%になるかもしれない⁽⁷⁶⁾。なお、F社は外国親会社であるからタックス・ヘイブン税制の適用もない⁽⁷⁷⁾。

(4) シンガポールのロイヤルティ優遇税制

シンガポールには多くの租税優遇措置があるが、ロイヤルティに関連したものである。国外から受取るロイヤルティに係るものとしては、次のものがある。なお、シンガポール法人に所有権がある特許権等の知的財産権は、定額法により年率20%で償却される。

イ 経営本部

経営本部とは、国外の子会社等の関連会社に対し、経営管理及びその統括本部としての業務サービスを行うシンガポールに設立された法人をいう。経営本部は、主務大臣の認可により指定された期間、国外からのマネージメントフィー、ロイヤルティ、配当及び利子等の適格所得につき、シンガポールでの活動状況に応じて、0%～15%の軽減税率が適用される。

ロ 研究開発用国外ロイヤルティ及び利子所得

2003年6月1日以降、認可企業に対して研究開発目的に使用される国

(76) OECDモデル租税条約は、使用料については源泉地国免税としている。また、我が国も、日米新租税条約において使用料の源泉地国免税を規定し、今後新たに改訂する租税条約においてもこの方針を採ることとしている（浅川雅嗣「日米新租税条約の署名について」国際税務24巻1号15頁(2004)）。

(77) F社の株主が居住者又は内国法人である場合は、平成19年度税制改正で、タックス・ヘイブン税制が強化されたが、無形資産の保有以外に何らかの事業を行っていれば、適用除外になる可能性もある。

外源泉のロイヤルティ及び利子所得について5年間免税とされる。

(5) 問題の所在一企業グループ内における無形資産の移転一

法人が保有する無形資産の価額は、理論的には将来のキャッシュフローを現在価値に割引いて算出される⁽⁷⁸⁾。しかし、現実には無形資産から生じる将来のキャッシュフローを客観的に測定することは困難な場合が多いので、その価額の算出も困難となる。例えば、無形資産が非関連者間で譲渡されれば、その譲渡対価がその時点での無形資産の時価と推認されるが、関連者間で譲渡される場合には、その譲渡対価が時価であるとの推認はできない。税務当局においてもその譲渡対価の適否を判定することは困難である。

また、資産の所在地の判定は、物理的に存在するものであれば、その物理的な所在によって判定できるが、無形資産については、物理的には存在しないため、原則としてその所有者の所在地で判定することとなるが⁽⁷⁹⁾、関連者間においてはその所有権が実際に移転したか否かを判断することは困難である。

そもそも、多国籍企業グループにおいて、無形資産を企業グループ内で移転することに事業目的があるのだろうか。クロスボーダーの関連者間での無形資産の移転については、租税回避以外に合理的な理由があるか否かという視点でみることが必要なのではないか。多国籍企業グループにとつ

(78) 無形資産の価値を評価する方法は、無形資産の形成に要した支出額を基に評価する「コストアプローチ」、類似する無形資産取引との比較や企業の株価から無形資産の価値を算出する「マーケットアプローチ」、及び無形資産が将来的に生み出すと予測される経済的便益の現在価値によって評価する「インカムアプローチ」がある。無形資産は、コストと生み出す便益が必ずしも相関しないこと、個性性が強く、一般的にはマーケットは存在しないことから、その評価方法は、インカムアプローチが適当とされている。

(79) 「日本国の法令に基づく免許、許可その他これらに類する処分により設定された権利(法令177②一)や「国内において行われる事業に係る営業権(法令177②十二)」のように、国内でのみ通用する無形資産については、その所有者に関わらず、一義的には国内に所在することになる。

ては、自己が保有する無形資産について、グループ外の企業からロイヤルティ収入がグループ内のどの企業の収入となっても、企業グループ全体の所得に変動はなく、また、企業グループ内で使用されてロイヤルティの授受が行われても、所得がグループ内企業間で移転するだけで、企業グループとしては所得を稼得したことにはならない。税負担の問題を除けば、多国籍企業グループが自己の保有する無形資産をグループ内企業間で移転する理由は見当たらないのではないかと。

5 オーナー企業株式の世代間移転

米国インバージョン報告書には記載はないが、我が国独自の問題として、オーナー企業の創業者又は創業者一族における贈与税の租税回避の問題が生じる可能性があると考えられるので、これについて検討する。

オーナー企業については特に定義はないが、ここでは、「創業者又は創業者一族が自社の株式の大半を保有し、経営の実権を握っている会社」としておく。上位3グループの株式保有割合等で判定する税法上の同族会社の中でも、より同族色が強い企業である。近年、オーナー企業の創業者又は創業者一族は、オーナー企業の持株会社を外国に設立し、外国持株会社の株式を保有することによりオーナー企業に対する支配権を維持し、この外国持株会社の所有を相続税又は贈与税の課税を回避しつつ創業者の子孫に継承していくことにより、自らが築き上げた会社の所有権を創業者一族内で世代間移転させようとする傾向にある⁽⁸⁰⁾。インバージョンは、これに利用される可能性があると思われる。

このことについて検討する場合は、創業者（又は創業者一族）株主は、株

(80) オーナー企業の創業者は、会社に対する所有意識が強く、会社の株式及び経営権を直系の子孫に引継ぎたいと考える者が多いと思われる。そうすると、自らの死後、子や孫が多額の相続税を支払うために会社の株式を売却し、株式と共に会社の経営権を失って、「自分の会社が他人の手に渡ってしまう」ことを恐れ、生前に自己が保有する会社の株式を無税で子や孫に移転することを企図すると考えられる。

式交換により外国持株会社の株式を取得する際に、その交換の時に株式譲渡益を課税所得と認識することとなるか、又は課税の繰延べが認められるか、ということが重要となる。なぜなら、創業者（又は創業者一族）株主は、オーナー企業T社の株式について、相続税（又は贈与税）にしる、譲渡所得税にしる、この含み益に課税されることなく創業者一族内で世代間移転することを目的としているからである。IV 2のとおり、平成 19 年度税制改正において、軽課税国所在のペーパーカンパニーの株式を対価とする三角合併の場合には、株主における株式譲渡益の課税繰延べは認めないこととしている。そうすると、外国持株会社F社は、企業グループに対する支援業務を行うなどの実体を備え、課税繰延べの要件を満たしたものとし、さらに、株式を保有し続け、創業者一族株主におけるタックス・ヘイブン税制の課税を回避することも考慮すれば、資本参加免税等により持株会社に対する優遇制度を有するオランダやスイスに設立することが考えられる⁽⁸¹⁾。

ここでは、まずオランダとスイスにおける持株会社に対する優遇税制を概観し、その上で問題点を検討することとする。

(1) オランダの資本参加免税

一定の要件を満たす場合、オランダで設立された法人は、その適格な資本参加に関連して生じる所得、すなわち配当等（隠れた利益処分を含む。）及びその株式の処分に伴うキャピタルゲインについては課税されない。

資本参加先の法人がオランダにおいて外国法人である場合には、次の要件が加えられる。

イ 資本参加先の法人がその設立国において法人税の課税を受けていること。

(81) 下記(1)のとおり、オランダの資本参加免税の制度においては、オランダ法人は、適格な資本参加に関連して生じる所得である配当については免税とされている。また我が国のタックス・ヘイブン税制においては、オランダ法人に配当所得が留保されていても、その株主に対して留保金課税の適用はない（措令 39 の 14②ニイ）。したがって、F社がS社から受取る配当に係る税負担は、日蘭租税条約の限度税率で課税される 10%の源泉所得税のみとなる。

ロ その資本参加が単なる資本の運用（ポートフォリオ）ではないこと。

但し、資本参加先の法人がEU加盟国内で設立されたものであるときは、発行済株式の25%以上を保有していれば、ポートフォリオであっても原則として免税が認められる。また、資本参加を行おうという法人が、親会社と孫会社（資本参加先の法人）の間にある子会社である場合は、通常はその資本参加はポートフォリオとみなされないが、資本参加を行おうとする法人の主たる事業が金融である場合は、原則としてその投資はポートフォリオとみなされる。

なお、資本参加免税に関する租税回避防止規定があり、例えば、オランダ親会社と資本参加免税不適格な法人との間にEU域内所在の子会社を介在させる場合等、形式のみポートフォリオ投資とみなされない要件を整えた投資については、資本参加免税を適用しないこととなっている。

（2）スイスの持株会社優遇税制

連邦法人税は、一律8.5%であるが⁽⁸²⁾、スイスのすべての州は、持株会社については、法人所得税の免除を認めており、総所得は非課税となる。

「持株会社」とは、他社への資本参加又はそこから稼得する所得が長期的に総資産額又は総所得金額の3分の2以上を占めている会社、と定義されている。持株会社の主たる目的は、資本参加の長期的管理に限定され、スイスにおいて営業活動を行うことはできない⁽⁸³⁾。スイスの州の1つであるジュネーブ州の税務当局は、持株会社についてのガイドラインを次のとおり定めている⁽⁸⁴⁾。

イ 資本参加は、少なくとも1年間継続すること。

ロ 適格資本参加には、株式会社又は有限責任会社の持分保有又は米国の

(82) ジェトロ HP <http://www.jetro.go.jp/indexj.html> (2007.6.18 訪問)。州・地方自治体税の税率はおおむね3～21%。州税には資本税があり、資本金の0.1～5.25%。なお、すべての州において、新規に設立した会社に対し、外資か否かを問わず、最高10までの法人税減免制度がある。

(83) 1990年12月14日付の州税及び市町村税の調整に関する連邦税法。

(84) 租研事務局「各国税制事情」租税研究651号138頁(2004)。

有限責任会社への資本参加が含まれる。長期貸付金についても、貸主が当該会社の資本の20%を保有しているか又は資本参加の市場価値が200万スイスフラン以上である場合には、資本参加に算入。

ハ 持株会社は、スイスでの営業活動は禁止。但し、スイス国外での営業活動は可能。この場合、スイス国外での活動は、持株会社の国外PEに帰属⁽⁸⁵⁾。

ニ 国際的グループの持株会社の場合、グループ内でサービスを提供し、支援機能を果たすことは許容。これらのサービス及び機能について、コストプラス5%をベースとして、子会社に費用負担させることが可能。

ホ 持株会社は、特許権、ライセンスその他の知的所有権からの受動所得を受取ることが可能。

なお、EUの欧州委員会は、2007年2月、持株会社に対するスイスの地方税の優遇措置はEUとスイスとの自由貿易協定（FTA）違反であるとの決定をしている⁽⁸⁶⁾。

(3) オーナー企業の外国持株会社株式を贈与

我が国の相続税法においては、贈与により「国内（相続税法の施行地⁽⁸⁷⁾）」に所在しない財産を取得する場合には、その取得の時に国内に住所を有しない個人（日本国籍を有する個人が贈与前五年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがある場合を除く）については、我が国の贈与税は課税されないこととされている（相法1の4）⁽⁸⁸⁾。また、

(85) スイスの居住法人は、原則として全世界所得に対して課税されるが、外国法人、国外PE及び国外不動産に帰属する所得は除かれる。

(86) 2007年2月15日付日本経済新聞朝刊。

(87) 相続税法附則2項は、「この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（政令で定める地域を除く。）に、施行する。」と規定している。なお、相続税法施行令附則2項で、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を施行地から除外している。

(88) 相続税法1条の4は、「贈与税の納税義務者」について、次のよう3つに区分して定めている。

① 贈与により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの（1号）

財産としての「法人の株式」の所在は、「法人の本店又は主たる事務所の所在」で判定するとされている（相法 10①八）⁽⁸⁹⁾ことから、法人の本店又は主たる事務所が国外にある外国法人の株式は相続税法上は国内には所在しないことになる⁽⁹⁰⁾。したがって、外国法人の株式は、国内に住所を有しない一定の非居住者に贈与されても、我が国で贈与税は課税されないことになる。例えば、オーナー企業の創業者（贈与者）は、その孫（受贈者）に一定の非居住者としてのステイタスを取得させた上で、インバージョンによりオーナー企業の持株会社となった外国親会社F社の株式を贈与すれば、我が国の贈与税を回避することが可能となる⁽⁹¹⁾。

- (4) 問題の所在一国内オーナー企業の外国持株会社の株式は国外財産か—
相続税法上、内国法人の株式は国内に所在するが、内国法人の株式を保有するためだけに設立された外国法人の株式は、その法人が外国で設立された（外国に本店又は主たる事業所がある）というだけで、国外財産とな

② 贈与により財産を取得した日本国籍を有する個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前 5 年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）（2号）

③ 贈与によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（前号に掲げる者を除く。）（3号）

(89) 相続税法 10 条 1 項 8 号は、財産としての有価証券の所在について、「社債（特別の法律により法人の発行する債券及び外国法人の発行する債券を含む。）若しくは株式、法人に対する出資又は政令で定める有価証券については、当該社債若しくは株式の発行人、当該出資のされている法人又は当該有価証券に係る政令で定める法人の本店又は主たる事務所の所在」と規定している。

(90) 法人税法 2 条 1 号は「この法律の施行地」を「国内」と定義しており、相続税法のように「法律の施行地」についての規定はなく、日本国の主権の及ぶところと解されている。しかし、昭和 40 年改正前は、附則 2 条において「この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（勅令で定める地域を除く。）にこれを施行する。」と規定しており（勅令により、齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を施行地から除外していた。）、相続税法における「国内」と法人税法における「国内」とは一致すると考えられる。

(91) ただし、受贈者（創業者の孫）の居住地は、贈与について取得者課税の制度のない国でなければならない。

る。オーナー企業がインバージョンを行うと、創業者及び創業者一族は、オーナー企業の株式と交換にその外国持株会社の株式を取得することとなるが、これを国内に住所を有しない一定の非居住者のステイタスを有した一族の後継者に贈与すれば、贈与税の課税を回避しつつオーナー企業の所有権を創業者一族内で世代間移転させることが可能となる。

しかし、株式は、経済実質的には法人の資産価値を表章したものと考えられる⁽⁹²⁾。そうであるならば、持株会社の株式は、その保有する株式を発行する法人の資産価値を表章すると考えられることから、その財産としての所在地も、その保有する株式を発行している法人の所在地となる、という視点も必要なのではないか。

6 小括

我が国は、内国法人がそのリソースを用いて国外で行う投資活動や事業活動により稼得する利益については、これが軽課税国に所在する実体のない子会社に付け替えられている場合にはタックス・ヘイブン税制により課税してきたところであるが、その子会社株式がインバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等により軽課税国に所在する実体のない外国親会社に移転されれば、同税制が機能しなくなる可能性がある。この問題は、どの範囲の国外所得に対して我が国の課税権を及ぼすかという我が国の国際課税制度のあり方に関わる問題でもあろう。

また、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等においては、企業グループ内にグループ外の法人が編入される訳ではなく、企業グループ内の関連会社間で債権債務関係の創出や無形資産の移転が行われるだ

(92) ○事件(最判平 18.1.24、判タ 1203 号 108 頁)の高裁判決は、「株主は、株式を通じ、株式会社の資産を所有し、支配するのであり、清算を待つまでもなく、株式の移転を通じ、株式に表彰された株式会社の資産価値を取得することができ、株式の価額は、額面金額ではなく、市場において定まる価額(上場株式)又は株式会社の資産の実態に基づいて評価される価額(非上場株式)により定まると解せられる。」と述べている(東京高判平 16.1.28、訟月 50 卷 8 号 2512 頁)。

けであり、企業グループ全体としてみれば、企業価値の増加やその後の所得の増加は認められないことから、その取引には事業目的はないと考えられる。したがって、その後、内国法人が国外関連会社に対して損金として利子やロイヤルティを支払うことにより、我が国の課税所得が侵食されて国外関連会社に所得が移転し、この所得が過少資本税制や移転価格税制によっても適正に課税されないとすれば、これは租税回避の問題である。問題の本質は、企業グループ内において債権債務関係が創出され、又は無形資産が移転されるような取引自体の適否にあると考える。

さらに、我が国特有の問題として、いわゆるオーナー企業が行うインバージョンの問題があると思われる。オーナー企業の創業者一族は、インバージョンにより、その保有する「オーナー企業の株式」という国内財産を「オーナー企業株式の外国持株会社の株式」という国外財産に変更し、この株式を一定の非居住者となった一族における後継者に贈与することにより、贈与税の課税を回避しつつ、企業支配の世代間移転を行うことが可能となる。インバージョンは、オーナー企業の創業者一族における企業支配の世代間移転における贈与税の回避を容易にするかもしれない。なお、この場合は、持株会社に対する優遇税制を有するオランダやスイスにインバージョンする可能性が高いと考えられる。

IV インバージョンを利用した租税回避に対する課税制度

企業グループによる税負担の軽減を企図したインバージョンは、現行制度を基本とすれば、作為による課税の回避行為である。その中には、インバージョンを利用して租税回避を企図したものと、制度的に排除されない国外事業所得に対する過重な課税の軽減を企図したものとがあると考えられる。実務上は両者の区分は困難であるが、ここでは、租税回避を企図したインバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等（以下「インバージョンを利用した租税回避」という。）に対する課税方法を中心に考察する。

1 現行制度による執行可能性

我が国に本拠を置く多国籍企業グループがインバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等を行った場合に、それがインバージョンを利用した租税回避と認められるような場合には、現行制度上どのような課税方法があるだろうか。Ⅲ 2～5で述べたそれぞれの問題について、その解決策を検討することとする。

(1) タックス・ヘイブン子会社株式の国外移転による留保所得課税の回避 ＝実質所得者課税の適用

Ⅲ 2 (2)の問題の所在で述べたとおり、多国籍企業グループは、内国法人S社（旧T社）のスタッフが発掘し、先行投資し、マネージメントした国外事業について、その費用をタックス・ヘイブン子会社H社に負担させることによりH社の事業としていたが、その事業が軌道に乗って利益を生む時期になって、H社株式を外国親会社F社に移転することが考えられる。仮にH社株式がF社に移転されなかったとすれば、その後H社が稼得し、同社に留保された所得は、適用除外要件を満たしていない限り⁽⁹³⁾、タック

(93) 事実認定にもよるが、この場合は、特に管理支配基準を満たしていないと考えら

ス・ハイブンを税制が適用され、S社の課税所得を構成しているものと考えられる。このような場合は、インバージョンを利用した租税回避と考えられる⁽⁹⁴⁾。

ここでは、H社はS社の特定外国子会社等には該当しないことから、タックス・ハイブンを税制の適用はないが、S社がH社の管理・運営を行っているような場合には、実質所得者課税の原則を適用し、H社の所得をS社の所得として課税することが考えられる。すなわち、例えば、S社の特定の事業部の従業員がH社の事業の管理・運営を行っており、取引先もS社の事業と認識している等の事実関係を把握し、H社はS社の単なる名義人にすぎないと事実認定して課税することになる。

しかし、軌道に乗ったH社の事業は、ある程度の管理業務を行えば十分であり、その業務をH社又はF社が行っているような実態がある場合には、実質所得者課税の原則を適用した課税は困難かもしれない。

(2) 外国関連会社に対する支払利子＝P E認定課税又は仮装行為の認定

Ⅲ 3 (3)の問題の所在で述べたとおり、インバージョンの過程でS社に多額の会社間負債が創出されるとすれば、その会社間負債の創出そのものに課税上の問題があると考えられる。

しかし、インバージョンの手続きが形式上は適正に行われており、そのことを是認するとするならば、S社は、現実にF社株式の取得資金を調達する必要があったのである。外国親会社F社からの資金調達の形式（資本金か借入金か）については、インバージョンを利用した租税回避と認めら

れる。実体基準及び所在地国基準又は非関連者基準の適用除外要件を満たすかどうかは、事実関係による。なお、Ⅲ 2 (2)の問題の所在でも述べたが、H社の事業が株式や債券の保有である場合は、子会社株式の保有は間接的なポートフォリオであり、その国外移転に係る譲渡益について適正に課税されていれば、その後のH社の稼得所得についてまで課税権を確保する必要性はないと思われる。

(94) 居住者及び内国法人が株主である場合については、平成19年度改正により、H社の留保所得をその持分に応じて合算課税することとされた（いわゆる「インバージョン対策合算税制」）。下記2(3)参照。

れるものは過少資本税制の適用により適正化されると考えるべきであろう。また、S社が支払う利子については国内法上20%の税率で源泉所得税が課税されるのであるから、それでもなおインバージョンを利用した租税回避といえる場合についてのみ否認について検討すべきであろう。

仮に、過少資本税制の適用及び支払利子に対する源泉税の課税によっても治癒されないようなインバージョンを利用した租税回避があるとすると、その場合は、内国法人S社がF社に支払う利子は国内源泉所得であることから、外国親会社F社がペーパーカンパニーであり、その管理・運営を内国法人S社が行っている状況であれば、S社の事務所を1号PEと認定、又はS社を代理人PEと認定して、これに課税することが考えられる。これは事実認定の問題であるが、国内法に定める代理人PEは、租税条約に比して幅広く規定していることから⁽⁹⁵⁾、F社がタックス・ヘイブンに設立されたものであれば、代理人PEの認定は容易であるようにもみえる。しかし、資金の貸付け業務に国内PEが必要かという問題もあることから、事実認定が重要となる。PEが認定できない場合は、インバージョンそのものが不合理であり仮装であると認定して課税することも考えられるが、より厳しい事実認定が必要となろう。

(3) 無形資産の国外移転とこれに伴うロイヤルティ支払いによる所得移転 ＝同族会社の行為計算否認規定の適用又は仮装行為の認定

III 4 (5)の問題の所在で述べたとおり、多国籍企業グループにとっては、自己が保有する無形資産について、グループ外の企業からロイヤルティ収入がグループ内のどの企業の収入となっても企業グループ全体の所得に変

(95) 租税条約における代理人PEは、外国法人のために、その事業に関して契約締結権限を有し、かつ、これを常習的に行使する代理人に認められるが（OECDモデル条約5条5）、国内法における代理人PEは、これに加え、外国法人のために、顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す代理人（在庫保管代理人）、及びもっぱら又は主として一の外国法人のために、常習的に、その契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうち重要な部分をする代理人（注文取得代理人）が含まれる（法令187）。

動はなく、また、企業グループ内で使用されてロイヤルティの授受が行われても、所得がグループ内企業間で移転するだけで企業グループとして所得を稼得したことはない。税負担の問題を除けば、多国籍企業グループが自己の保有する無形資産をグループ内企業間で移転する理由は見当たらないと考えられ、このような場合はインバージョンを利用した租税回避と認められる。

例えば、シンガポールは、我が国と租税条約を締結しており、また一定の国外投資等に係る所得について免税としていることから⁽⁹⁶⁾、インバージョンのために外国親会社F社がこれらの国に設立される可能性がある。また、これらの国は、事業を行うインフラも整っていることから、ある程度の事業の実体を設けることも可能である。したがって、インバージョンした外国親会社F社がシンガポールにおいてある程度の実体を備えている場合には、一般的にはF社が稼得する国外所得については、これを事実認定により我が国で課税することは困難であろう。唯一課税される場合があるとすれば、F社が計上している国外所得の根拠となる契約関係等について、同族会社の行為計算否認規定を適用するか又は仮装取引であるとの事実認定が可能な場合であろう。

しかし、外国親会社F社が実体を有している場合には、厳格な事実認定が必要となる。これについては、無形資産の国外関連会社への譲渡を仮装行為と認定して課税したI工務店事件（東京高判平 18. 3. 15、国側敗訴）⁽⁹⁷⁾が参考になる。

イ 事件の概要

木造注文住宅の建築業を行うI工務店（原告）は、「I工務店」という商標とともにその経営ノウハウ等をフランチャイズ各社に提供してい

(96) 本稿Ⅲの4及び5を参照。

(97) 平成17年（行コ）第218号、TKC判例等データベース登載。川田剛「無形資産取引をめぐる諸問題－移転価格税制の観点からみた一条工務店事案－」国際税務 27巻4号。

たが、子会社J社を設立し、以後はJ社に経営ノウハウ等を開発させることとした。その後、J社は、I工務店の代表者の長男が設立したシンガポール法人H社に自社の開発したノウハウを譲渡し、その後の経営ノウハウ等の開発はH社が行うこととした。H社は、I工務店及びフランチャイズ各社と経営ノウハウ等の使用許諾契約を締結したが、現実のノウハウの伝達については、H社からI工務店に業務委託されている。その後、I工務店は、H社から人材養成や技術保証に関する役務提供を受けることとした。

その結果、H社は、I工務店及びフランチャイズ各社から経営ノウハウ等の使用許諾の対価として売上金額の4%のロイヤルティを、I工務店からはさらに役務提供の対価として売上金額の1.4%のロイヤルティを受領している。

ロ 課税処分

課税庁は、上記のロイヤルティは、その対象となる経営ノウハウ等はI工務店が開発・所有しており、また役務提供に事実もないとして、I工務店がH社に支払ったロイヤルティの対価性を否認するとともに、フランチャイズ各社がH社に支払ったロイヤルティについてもI工務店の収入すべき金額であるとした。いずれの金額も国外関連者H社に対する寄附金として法人税の課税処分を行った。

なお、I工務店（原告）がノウハウ等の譲渡があったごとく「ノウハウ使用許諾契約書」を作成したことは仮装行為に当たるとして、青色申告の承認の取消処分を行うとともに、経営ノウハウ等の使用に係るロイヤルティについては重加算税の賦課決定処分を行った。

ハ 裁判所の判断

裁判所は、H社の事業の実態は、シンガポール国内向けの室内改装事業や原告会社の東南アジアにおける生産拠点の管理にとどまるものではなく、木造注文住宅の販売及び施工に関するノウハウを有し、これをI工務店グループに提供している（オリジナル商品の開発についていえ

ば、H社の有するノウハウは、商品に結実して、I工務店グループに提供されている。)ものと認めることができる旨判示し、課税処分を取消した原判決(東京地判平17.7.21)⁽⁹⁸⁾を支持した。

(4) オーナー企業株式の世代間移転＝事実認定による否認

Ⅲ 5 (4)の問題の所在で述べたとおり、オーナー企業において、創業者及び創業者一族が、贈与税の課税を回避しつつオーナー企業の所有権を創業者一族内で世代間移転させることを目的として、インバージョンを行うとすれば、それはインバージョンを利用した租税回避と認められる。

この場合は、形式上は、株式は「本店が国外に所在する法人の株式」、及び受贈者のステイタスは「国内に住所を有しない一定の非居住者」という相続税の課税対象外となる要件が整っているのであるから、これを否認するためには、どちらかの要件について「形式」ではなく「実質」で判断する必要がある。

相続税においても同族会社の行為計算否認規定は存在するが、F社における「本店が国外に所在する法人」という形式は、同族会社F社による何らかの行為又は計算を否認しても変わるものではなく、受贈者のステイタスもF社の行為や計算とは無関係であり、否認すべき「同族会社の行為又は計算」が存在しないことから、その適用は困難であると考えられる。

そうすると、事実認定による否認ということになるが、相続税法は「法人の株式」の所在は「法人の本店又は主たる事務所の所在」で判定すると定め、法人税法は「国内に本店又は主たる事務所を有する法人」を内国法人と定めていることから、法人税法上は外国法人とされる法人の株式について、相続税の課税要件において実質判断し、「国内に所在する」と認定することは、心理的なハードルが高いかもしれない。仮に法人税の課税において実質所得者課税の適用によりその外国法人F社の所得を内国法人S社の所得として課税したとしても、F社を外国法人としている限り、その

(98) 平成15年(行ウ)第553号、公刊物未登載、TKC判例等データベース登載。

株式の所在は国外ということになるからである。

一方、受贈者のステイタスを「居住者」と認定することについては、消費者金融業者T社事件（東京地判平 19.5.23、一審国側敗訴、判決は未確定）⁽⁹⁹⁾が参考になるが、厳格な事実認定が必要となる。

イ 事件の概要

T社の創業者Yとその妻（以下「Yら」という。）は、S銀行から1000を借入れてフランスに設立していたF社に増資払い込みし、F社はその大部分を資本剰余金とした。また、Yらは、並行して取得していたオランダの非公開有限責任会社D社にF社株式を現物出資し、F社は、同日付けで資本剰余金1000をD社に払い戻した。D社は、T社株式を譲り受ける契約をYらと締結し、F社から払い戻された1000をその対価としてYらに支払った。また、Yらは、T社株式の譲渡対価1000でS銀行からの借入金を返済した。

香港と日本を行き来して非居住者となっていた長男K（原告）は、YらからD社株式の贈与を受けたが、非居住者に対する国外財産（外国人D社株式）の贈与であるとして、贈与税の申告をしていなかった⁽¹⁰⁰⁾。

ロ 課税処分

課税庁は、相続税法に規定する「住所」とは各人の生活の本拠であり、Kの生活が日本に依存している数々の事実を挙げ、Kは生活の本拠（＝住所）が日本にある居住者であると認定し、D社株式の贈与にかかる贈与税の決定処分を行った⁽¹⁰¹⁾。

(99) 平成17年（行ウ）第396号、公刊物未登載。判決文は、東京永和法律事務所 HP <http://www.tokyoeiwa.com/>（2007.6.18訪問）から入手できる。

(100) 平成12年度税制改正において、贈与により国外にある財産を取得した個人で、その財産を取得した時において国内に住所を有しない者のうち、日本国籍を有する者（その者又はその贈与者がその贈与前5年以内に国内に住所を有したことがある場合に限る。）は、贈与税を納める義務があるとされたが（平成12年4月1日以後の贈与に適用）、本件はそれ以前の贈与である。

(101) 平成11年度税制改正において、上場株式等に係る源泉分離選択課税制度については、平成13年3月31日まで適用する経過措置を講じた上で廃止となったが、Yら

ハ 裁判所の判断

裁判所は、K（原告）は、贈与前3年半のうち、約26%しか日本に滞在しておらず、贈与税回避の目的その他の諸事情を考慮しても、贈与日において日本に住所を有していたとはいえない、として課税処分を取り消した。

2 平成19年度税制改正—インバージョン外国親会社の特定—

平成19年度税制改正においては、会社法改正を受け、合併等の対価として一定の親会社株式を交付する場合についても、適格組織再編成として移転資産の譲渡損益を認識せず（法法22の八・十二の十一・十二の十六、法令4の2①⑤⑭）、また、被合併法人等の株主においては、再編時において株式の譲渡益を認識しないこととされた（法法61の2②④⑨、法令119の7の2）。

しかし、合併等対価の柔軟化に伴う三角合併によるクロスボーダーの組織再編成については、国際課税の適正化の観点から、非居住者又は外国法人株主に対して一定の組織再編成により外国親会社の株式が交付される場合には、課税の繰延べを認めず、新株が交付された時点で課税することとされた（措法37の14の2①～③・⑦、法令188①十七）⁽¹⁰²⁾。これは、組織再編時に課税の繰延べを行なうと、我が国の課税の機会が失われることになるからである⁽¹⁰³⁾。

は、T社株式の譲渡について源泉分離選択課税制度を適用したものと考えられる。この制度を適用すると、一般の上場株式の譲渡については、譲渡対価の1%が源泉分離課税されるのみである（譲渡対価の5%が譲渡利益金額とされ、その譲渡利益金額に対して20%の源泉分離課税が行われる）。

(102) 国内にPEを有する非居住者又は外国法人株主については、これらの者が国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内PEにおいて管理する「国内事業管理株式」に対応して外国法人株式が交付された場合には、一定の要件の下で課税の繰延べが認められる（措法37の14の2①～③、法令188①十七）。

(103) 恒久的施設を有しない外国法人等については、その保有する内国法人の株式の譲渡益が我が国の課税対象となるような株式であるときは、これに対して外国法人の株式が交付されると事後の課税の機会が失われることとなる。また、執行上は、外国法人等が有する外国法人株式自体の保有・譲渡の状況把握は困難である。

また、インバージョン対策として新たな規定も創設された。これらの規定は、インバージョンのために設立され、内国法人の親会社となった外国法人（以下「インバージョン外国親会社」という。）が「軽課税国に所在する実体のない外国親法人」である場合に、インバージョンを利用した租税回避が認められるとの考え方に基づいて規定されている⁽¹⁰⁴⁾。具体的な規定は、インバージョン時において、この外国親会社の株式が対価として交付される場合の合併等の適格性を否認するとともに、交付を受けた株主の旧株の譲渡益に課税するものと、インバージョン後における外国親会社への所得移転について適正に課税するために、この外国親会社の居住者及び内国法人株主に対するタックス・ヘイブン税制の適用範囲を拡大するものと大別できる。前者における「軽課税国に所在する実体のない外国親法人」は、その外国法人の「株式」が合併等の対価として交付されることに着目して要件が定められ、「特定軽課税外国法人」と規定されている。後者における「軽課税国に所在する実体のない外国親法人」は、居住者及び内国法人株主と内国法人との間にその外国法人が「介在する」ことに着目して要件が定められ、「特定外国法人」と規定されている。そして、それぞれについて一定の要件が加えられ、個別否認規定が定められている。概要は次のとおり。

(1) 適格合併の範囲に関する特例（措法 68 の 2 の 3①）等⁽¹⁰⁵⁾

企業グループ内の内国法人間で行われる三角合併において、合併法人と被合併法人との間に「特定支配関係」がある企業グループ内の内国法人間

(104) 「平成 19 年度税制改正の要綱（平成 19 年 1 月 19 日閣議決定）」において、会社法における合併等対価の柔軟化に伴う税制措置に関連して「軽課税国に所在する実体のない外国親法人」については国際的な租税回避を防止するための措置を講ずることとしている（四 1 (3)）。

(105) 三角分割及び三角株式交換についても、三角合併と同様の適格性否認の措置が設けられた（措法 68 の 2 の 3②③、措令 39 の 34 の 3②④）。なお、三角分割については、①分割法人と分割承継法人との間に特定支配関係があること、②特定軽課税外国法人に該当する親会社の株式の交付という要件に加え、③分割法人の資産及び負債のほとんどすべての移転という 3 要件に該当するものが、特定グループ内分割として適格性否認の対象とされる（措法 68 の 2 の 3②一、措令 39 の 34 の 3③）。

の三角合併で、その対価として「特定軽課税外国法人」の株式が交付されるもの（特定グループ内合併）については、適格合併とされる合併の範囲から除外された。したがって、この場合は、移転資産の譲渡益が認識されることになる。

イ 「特定支配関係」

「特定支配関係」とは、50%超の支配関係をいい、具体的には次の関係とされている。

- (イ) 合併等の直前に、2つの内国法人のいずれか一方の内国法人が他方の内国法人の発行株式等の50%超を直接又は間接に保有する関係にある場合におけるその関係
- (ロ) 合併等の直前に、2つの内国法人が同一の者によってそれぞれの発行株式等の50%超を直接又は間接に保有する関係にある場合におけるその2つの内国法人の関係

ロ 「特定軽課税外国法人」

「特定軽課税外国法人」とは、次の(イ)又は(ロ)の外国法人をいう。

- (イ) 法人の所得に対して課される税が存在しない国に本店等を有する外国法人
- (ロ) その合併等が行なわれる日を含むその外国法人の事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうちいずれかの事業年度において、その事業年度の所得に対して課される租税の額がその所得の金額の25%以下であった外国法人

ただし、その外国法人がいわゆるタックス・ヘイブン税制における適用除外要件と同じ適用除外要件、すなわち、①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、及び④非関連者基準又は所在地国基準のすべての要件に該当する場合は、「特定軽課税外国法人」に該当しないこととしており、その外国法人に「実体のない」ことが判定されることになる（措法

令 39 の 34 の 3⑦) ⁽¹⁰⁶⁾。

(2) 適格現物出資の範囲に関する特例 (措法 68 の 2 の 3④)

内国法人が保有する軽課税国に所在する「特定外国子法人」の株式をその内国法人の軽課税国所在の「特定外国親法人等」に対して移転する現物出資は、適格現物出資に該当しないこととされた。

イ 「特定外国子法人」

「特定外国子法人」とは、外国法人で、その現物出資の日を含むその外国法人の事業年度開始の日前 2 年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日からその現物出資の日までの期間内のいずれかの時において、居住者、内国法人及び特殊関係非居住者⁽¹⁰⁷⁾が、合計でその発行済株式等の 50% 超を有するものうち、特定軽課税外国法人に該当するものをいう (措法 68 の 2 の 3⑤三)。

(106) 次の要件をすべて満たす場合には適用除外となる。

① 事業基準

主たる事業が、株式 (出資を含む)・債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに順ずるもの若しくは著作権の提供、船舶・航空機の貸付け、のいずれでもないこと

② 実体基準

その国 (本店等の所在地) に主たる事業に必要な事務所、店舗、工場等を有していること

③ 管理支配基準

主たる事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること

④ 非関連者基準又は所在地国基準

(非関連者基準)

卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運輸業のいずれかの事業を、主として関連者 (50% 以上出資会社等) 以外の者で行っていること (所在地国基準)

上記以外のいずれかの事業を主として本店等の所在地国で行っていること (不動産業については、主として本店等の所在地国に所在する不動産を、物品賃貸業については、主として本店等の所在地国で使用される物品を取扱う場合に限る。)

(107) 特殊関係非居住者とは次の①又は②に該当する非居住者をいう (措令 39 の 34 の 3⑬)。

① 居住者の親族等

② 内国法人の役員及びその役員に係る親族等

ロ 「特定外国親法人等」

「特定外国親法人等」とは、資産の移転を行う内国法人との間に次の関係がある外国法人のうち、「特定軽課税外国法人」に該当するものをいう（措法 68 の 2 の 3⑤四、措令 39 の 34 の 3⑭）。

(イ) 外国法人と内国法人との間にその外国法人がその内国法人の発行済株式等の 80%以上の株式を直接又は間接に保有する関係がある場合におけるその関係

(ロ) 外国法人と内国法人が同一の者によってそれぞれその発行済株式等の 80%以上の株式を直接又は間接に保有される関係がある場合におけるその外国法人と内国法人の関係

(3) 特定の合併等が行なわれた場合の株主の課税

合併等の対価として「特定軽課税外国法人」の株式が交付される場合には、株主は、旧株の譲渡に係る譲渡所得等について課税されることとされた⁽¹⁰⁸⁾。

イ 個人株主の課税（措法 37 の 14 の 3①②③⑤）

居住者又は国内に P E を有する非居住者株主は、旧株を発行した内国法人の行なった合併等により、その対価として、その合併等の直前に合併法人等の発行済株式等の全部を保有する外国法人の株式の交付を受け、その交付を受けた株式が特定軽課税外国法人の株式に該当する場合には、旧株の譲渡に係る譲渡所得等について課税することとされた。また、国内に P E を有しない非居住者は、同様の場合に、旧株の譲渡所得が国内源泉所得に該当するときには、課税することとされた⁽¹⁰⁹⁾。

ロ 法人株主の課税（措法 68 の 3①～③、法法 61 の 2②④⑨）

(108) 交付を受けた株式が国内事業管理株式に対応して交付されたものである場合には、一定の要件の下で課税の繰延べが認められる。前掲注(102)参照。

(109) 非居住者又は外国法人は、その保有する内国法人株式を譲渡した場合には、それが一定の要件に該当する事業譲渡類似株式等であれば、国内に P E を有しなくても、その譲渡益は国内源泉所得として課税されることとなる（法令 187①三・四・五）。

法人株主は、旧株を発行した内国法人が行なった合併等により、その対価として、その合併等の直前に合併法人等の発行済株式等の全部を保有する外国法人の株式の交付を受け、その交付を受けた株式が特定軽減税外国法人の株式に該当する場合には、旧株の時価による譲渡を行なったものとして譲渡損益を計上することとされた。

(4) インバージョン対策合算税制（措法 66 の 9 の 6～66 の 9 の 9）

内国法人の株主が、組織再編成等により、「特定外国法人」を通じてその内国法人の株式の 80%以上を間接保有する（以下「特定関係」という。）こととなった場合には、その特定外国法人が各事業年度において留保した所得を、その持分割合に応じて、その特定外国法人の株主である居住者又は内国法人の所得に合算して課税することとされた。

イ 「特定外国法人」

「特定外国法人」とは、次の(イ)又は(ロ)の「外国関係法人」をいう。

(イ) 法人の所得に対して課される税が存在しない国に本店等を有する外国関係法人

(ロ) その事業年度の所得に対して課される租税の額がその所得の金額の 25%以下であった外国関係法人。ただし、その外国法人がいわゆるタックス・ヘイブン税制における適用除外要件と同じ適用除外要件、すなわち、①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、及び④非関連者基準又は所在地国基準のすべての要件に該当する場合は、「特定外国法人」に該当しないこととしており、その外国法人に「実体のない」ことが判定されることになる（措法 66 の 9 の 6④、措法令 39 の 20 の 11②③）。

ロ 「外国関係法人」

「外国関係法人」とは、「特殊関係株主等」と「特殊関係内国法人」との間に「特定関係」がある場合に特殊関係株主等と特殊関係内国法人の間に介在する外国法人及びこれらの外国法人によって発行済株式等の 50%超を直接又は間接に保有される外国法人をいう（措法 66 の 9 の 6①、

措令 39 の 20 の 8⑤)。

ハ 「特殊関係株主等」

「特殊関係株主等」とは、「特定株主等（特定関係が生ずることとなる直前における特定内国法人のすべての株主：措法 66 の 9 の 6②一）」並びにこれらの者と特殊の関係のある個人及び法人をいう（措法 66 の 9 の 6①）⁽¹¹⁰⁾。

ニ 「特殊関係内国法人」

「特殊関係内国法人」とは、「特定内国法人」又は合併、分割、事業の譲渡その他の事由により特定内国法人の資産及び負債のおおむね全部の移転を受けた内国法人をいう（措法 66 の 9 の 6②二、措令 39 の 20 の 8⑫）。

ホ 「特定内国法人」

特定関係が生ずることとなる直前に 5 人以下の株主グループ（株主の 5 人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人⁽¹¹¹⁾）によって

(110) 特殊の関係のある個人とは、次の①～④に該当する者をいう（措令 39 の 20 の 8①）。

- ① 特定株主等の親族等
- ② 特定株主等に該当する法人の役員
- ③ 特殊関係内国法人の役員
- ④ ②及び③に掲げる役員の親族等

特殊の関係のある法人とは①～③に該当する者をいう（措令 39 の 20 の 8②）。なお、「他の法人を支配している場合」とは発行済株式等の 50%超の株式等を有すること等をいう（措令 39 の 20 の 8③、法令 4③）。

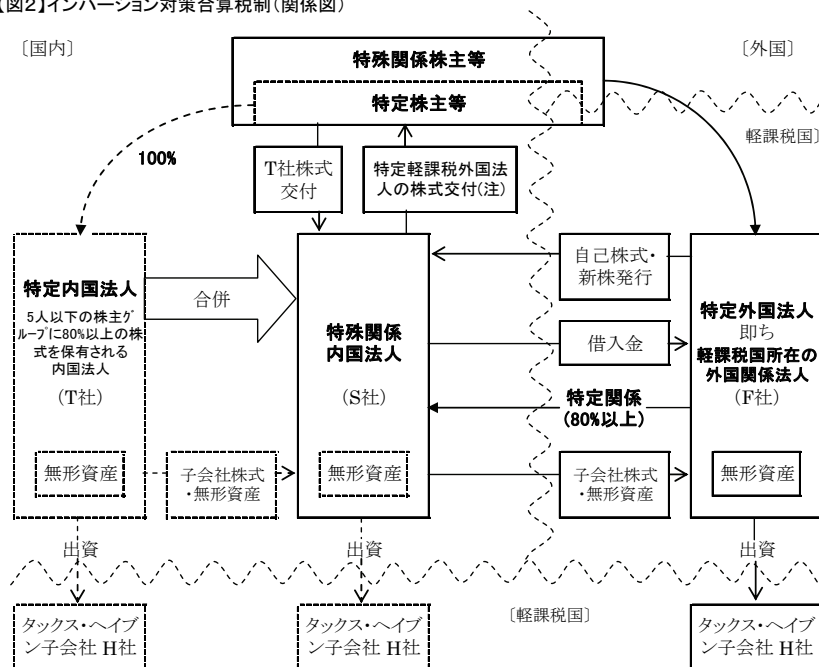
- ① 特定株主等の 1 人（個人である特定株主等については、その 1 人及びこれと①の特殊の関係のある個人。②及び③において同じ。）が他の法人を支配している場合における他の法人
- ② 特定株主等の 1 人及びこれと①の特殊の関係のある法人が他の法人を支配している場合における他の法人
- ③ 特定株主等の 1 人及びこれと上記①又は②の特殊の関係のある法人が他の法人を支配している場合における他の法人

(111) 特殊の関係のある個人とは、株主の親族等をいい（措令 39 の 20 の 8⑨）、特殊の関係のある法人とは次の①～③に該当する者をいう（措令 39 の 20 の 8⑩）。なお、①から③の中で「他の法人を支配している場合」とは発行済株式等の 50%超の株式等を有すること等をいう（措令 39 の 20 の 8⑪、法令 4③）

発行済株式等の80%以上を保有される内国法人をいう（措法66の9の6②一）。

当事者の関係について、Ⅲ1の【図1】インバージョン（例）に当てはめると、次のとおりとなる。

【図2】インバージョン対策合算税制（関係図）



(注) 「特定軽課税外国法人」は適格合併の範囲を判定する要件の1つであり、インバージョン対策合算税制の適用においては「特定外国法人」が1つの要件となる。しかし、両者はほぼ同義である。

- ① 株主の1人（個人株主については、その1人及びこれと①の特殊の関係のある個人。②及び③において同じ。）が他の法人を支配している場合における他の法人
- ② 株主の1人及びこれと②の特殊の関係のある法人が他の法人を支配している場合における他の法人
- ③ 株主の1人及びこれと上記①又は②の特殊の関係のある法人が他の法人を支配している場合における他の法人

3 インバージョン外国親会社の特定とこれに対する管理支配地基準の採用

インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等は、II 1 で検討したように、米国や我が国のように設立準拠地基準⁽¹¹²⁾により法人の居住地を定めている国においては課税上の問題を生じさせるが、管理支配地基準により法人の居住地を定めている英国やフランスのような国では原則として課税上の問題を生じさせない。単純に考えると、我が国においても法人の居住地について管理支配地基準を採用すれば、インバージョンによって国際課税問題が生じることはほとんどないということになる。

しかし、インバージョン対策のためだけに、国際課税の基本的な制度の一つである法人の居住地の判定基準を変更するというのは、変更の大きさに比べ理由が弱いように思われる。また仮に法人の居住地についてすべて管理支配地基準によりを判定することとすると、執行上は法人の居住地を常に判定する必要があり、管理支配地の判定が困難な場合や租税条約の相手国との間で双方居住者となるという問題が判定の都度生じる可能性があることから、実務の混乱も予想される。現状におけるインバージョン対策としては、米国の IRC Section 7874 や我が国の平成 19 年度税制改正のように、インバージョンを利用した租税回避と認められる場合の外国親会社を特定し、その対策を講じることが望ましいのかもしれない。

特に IRC Section 7874(b) は、一定のインバージョン外国親会社に対して、これを内国法人として課税するとして、管理支配地基準を採用しているようにもみえることから、我が国における同様の規定の導入可能性について検討する。

(1) インバージョン外国親会社に対する管理支配地基準の採用とその要件

我が国の平成 19 年度税制改正のインバージョン対策合算税制においては、インバージョン外国親会社は「外国関係法人」と規定され、これが「軽

(112) 我が国は本店所在地基準であるが、会社は、会社法上本店所在地で登記することとされ、内国法人は、我が国の登記所に本店登記された法人をいうとされていることから、設立準拠地基準によるものと考えられている（本稿 II 1 (2) 参照）。

課税国に所在」し、「実体がない」場合には「特定外国法人」と規定されている。米国と我が国のインバージョン対応税制を比較すると、インバージョン時における移転資産の譲渡益や株主の株式譲渡益については、その要件に差はあるが、一定の要件で課税繰延べを認めないという点は共通している。しかし、インバージョン外国親会社がある後に稼得する所得に対する課税権については、IRC § 7874(b)が、一定のインバージョン外国親会社について、これを内国法人として課税するという制度を構築して課税権の確保を図っている⁽¹¹³⁾のに対し、我が国のインバージョン対策合算税制においては、そのインバージョン外国親会社が軽課税国に所在する実体のない法人である場合に、その居住者及び内国法人株主に対するタックス・ヘイブン税制を強化することにより課税権の確保を図っている。このような我が国の対応は、インバージョン外国親会社の所得そのものに対する課税ではなく、その居住者及び内国法人株主の持分に対する課税であり、インバージョン前と比較した場合、非居住者及び外国法人株主の持分に対する課税権は確保されていない。この点については、さらに検討する必要があると考える。

イ 「特定外国法人」を内国法人と「同様に」課税する

インバージョン外国親会社が全くのペーパーカンパニーである場合には、インバージョンを利用した租税回避と考えられることから、平成19年度税制改正で規定される「特定外国法人」については、さらに要件を絞り込み、これを内国法人と同様に課税する制度の導入可能性を検討す

(113) 米国は、次の3つの要件でインバージョン外国親会社を特定しているが（IRC § 7874(a)）、②の株式持分要件 60%以上が 80%以上の場合は、これを米国法人とみなして課税することとしている（IRC § 7874(b)）（本稿 I 3 (2) 参照）。

- ① 米国法人が外国事業体の子会社になるか、又はその保有する直接又は間接の資産の実質的に全て外国法人に移転されたこと。
- ② 当該外国事業体の株式持分の議決権又は価値の 60%以上を当該米国法人の旧株主が保有していること。
- ③ 外国事業体が、その所属する企業グループの全事業活動に比べて、その設立国において実質的には事業を行っていないこと。

るべきと考える。例えば、要件の絞込みについては、「特定外国法人」の適用除外要件のうち、実体基準及び管理支配基準の2つの要件を満たさない場合が考えられる。すなわち、次の2つの要件を両方とも満たさない場合には、内国法人と同様に課税する、というものである。

① 実体基準

その国（本店等の所在地）に主たる事業に必要な事務所、店舗、工場等を有していること

② 管理支配基準

主たる事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること

これは、インバージョン外国親会社に対する実質的な管理支配地基準の導入といえることができるかもしれない。このような規定を導入すれば、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等においてインバージョンを利用した租税回避と認められるようなケースについては、我が国における課税の確保が確実にとなると考える。

ロ 「特定外国法人」に対して管理支配地基準を導入する

「特定外国法人」を内国法人と同様に課税するとしても、「特定外国法人」が所在する軽課税国が租税条約締結国である場合には問題が生じる。すなわち、特定外国法人は、我が国においては内国法人ではないことから、租税条約上は、その稼得する事業所得については、その特定外国法人のPEが国内に存在し、その所得がPEに帰属しない限り、我が国では課税されないこととなる。

この問題を解決するためには、「特定外国法人」の居住地について管理支配地基準で判定してこれを「国内」とし、「居住法人」として内国法人と同様に課税するという規定の導入が必要と考える。ここで問題となるのは、租税条約上の「双方居住者」が発生する可能性があることである。すなわち、OECDモデル租税条約4条は、「この条約の適用上、『一方の締約国の居住者』とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一

方の締約国において課税を受けるべきものとされる者⁽¹¹⁴⁾をいう（当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含む。）」と規定しており、我が国が締結している租税条約も、概ねこれに準拠していることから、条約相手国の国内法によっては双方居住者の問題は生じ得る。これについては、英国のように、締結した租税条約の規定により他の国の居住法人与取扱われる場合には、我が国の居住法人とならない、とすることも考えられる。

(2) 軽課税国所在法人に対する管理支配地基準の採用について

ところで、一定の「特定外国法人」についてのみ管理支配地基準を採用することとした場合に、例えば、居住者が起業するにあたり、その事業主体としての法人について、その当初から、軽課税国のペーパーカンパニーを設立し、その日本支店としてすべての事業を行う場合や、国外事業の主体として外国親会社を軽課税国に、国内事業の主体として日本子会社を日本に設立し、すべての事業について日本子会社が管理・運営している場合との区別が問題となる。

仮にこれを区別せず、インバージョンの有無に関わらず「軽課税国に所在する実体のない外国親会社」のうち実体基準及び管理支配基準を満たさない法人を「居住法人」として課税するというのであれば、軽課税国所在法人に対する管理支配地基準の採用ということになる⁽¹¹⁵⁾。法人の居住地について管理支配地基準を採用している英国やフランスにおいても、すべての法人についてその管理支配の場所で居住性を判定しているのでは

(114) OECDモデル租税条約3条a)は「『者』には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。」と規定している。

(115) このような管理支配地基準の考え方を「本店又は主たる事務所」により判定するという本店所在地基準の解釈から導き出すことも考えられる。しかし、我が国は、普通法人については「本店の登記」で、公共団体等については「主たる事務所」で判断するとの解釈をとってきており、法人企業については「本店登記」により内国法人を判定してきた。したがって、こ「本店又は主たる事務所」の解釈により実質的な管理支配地基準を導入することは困難であると考えられる。

なく、国内で設立された法人や国内に本店登記をしている法人については居住法人とし、これに加えて、それ以外の法人でその管理支配が国内で行われているものを居住法人としているのである。

しかし、居住者又は内国法人が軽課税国に法人を設立した場合については、PE課税やタックス・ヘイブン税制が機能すると考えられることから、現時点では、そこまでの必要はないと考える。軽課税国所在法人に対する管理支配地基準の導入については、タックス・ヘイブン税制の適用範囲との調整を含め、我が国の課税権に服すべき法人の範囲や所得の範囲についても同時に議論する必要があるだろう。

4 関連会社間取引による無形資産の国外移転に対する課税

無形資産を保有する多国籍企業グループは、これを保有する法人については、関連会社間取引における契約書の作成と金銭の授受によってこれを選択することが可能であり、また、その譲渡対価については、その将来の収益予想を「低め」に見積もることにより算定することが可能である。そして、その無形資産を保有することとされた外国関連会社は、国内外の関連会社から受取るロイヤルティを「高め」に設定することにより、その取得資金を早期に回収することも可能である。一方、課税当局は、無形資産の所在や譲渡価額については、これが物理的に存在せず、また将来の収益予想もしにくいことから、契約書の内容や会社の経理を否認し、譲渡がなかったものと認定したり、譲渡対価が低額であると認定したりすることは困難である。すなわち、無形資産の国外移転については、多国籍企業グループは、グループ内においてこれを行うことは容易であり、その譲渡対価にしろ、ロイヤルティにしろ、価格操作がし易い一方、課税当局は、これを否認しにくい構造となっている。

この問題については、次のような対策が考えられる。

(1) クロスボーダーの組織再編成に伴う無形資産の国外移転について

クロスボーダーの組織再編成において一定の無形資産の国外移転を認めないでロイヤルティ課税とする米国の IRC367(d)が参考になる。同様の制

度を我が国にも導入すれば、例えば、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等により、私法上は国内子会社からシンガポール親会社への無形資産の移転があったとしても、税務上はその無形資産の所有権は依然として国内子会社にあるとして課税関係を律することになる。すなわち、シンガポール親会社から国内子会社に支払われる移転の対価は、ロイヤルティのイニシャルペイメントということになり、その後、シンガポール親会社が果たす機能や収入計上する無形資産のロイヤルティの金額を考慮して、国内子会社はシンガポール親会社からのロイヤルティ収入を認識することになる。そうなれば、想定されるような国内源泉所得の流出は防ぐことができると考える。

(2) 移転価格税制における所得相応性基準の導入

関連会社間における無形資産の国外移転は、I工務店事件のように、組織再編成に伴うものではなく、単純な譲渡においても行われ、その価額の判定が困難なことには変わりはない。そうであれば、すでに存在する無形資産については、組織再編成に伴うものか否かを問わず、これが私法上は国外関連会社に譲渡されたとしても、税務上はこの国外移転を認めないでロイヤルティとして課税するという制度の導入も考えられる。

これについては、米国の移転価格税制における「所得相応性基準」が参考となる。所得相応性基準とは、1986年に内国歳入法482条に導入された概念で、関連者間の無形資産取引（無形資産の譲渡及び使用権供与）について、無形資産の移転後において、移転された無形資産から発生する実際の所得により無形資産を評価するというものである。その後、同基準の具体的実施規定として、1993年に定期的調整と利益比準法が、また、1994年に利益分割法が、財務省規則に規定された。定期的調整とは、無形資産の移転後に、無形資産に帰属する所得に大幅な変動がある場合、無形資産移転後の各課税年度でも対価の修正を要求する規定である。また、利益比準法や利益分割法は、価格をベースにした方法に代替する利益をベースにした方法であり、各課税年度において無形資産に帰属する実際の利益を算

定し、無形資産移転後の各課税年度における対価の修正額を決定することになる⁽¹¹⁶⁾。

所得相応性基準は、無形資産の譲渡については、その譲渡を認めた上でその後に無形資産が生む所得に応じてその譲渡価額を修正しようとするものであるが、無形資産の価値は、実際に所得が生じてはじめて評価できるという視点に立っていることが興味深い。

ただし、無形資産取引は、移転価格税制において大きな論点となっており、所得相応性基準の導入等については、インバージョン対策の延長線上で論じるべきではなく、移転価格税制全体の中で議論する必要があると考える。

5 内国法人の外国持株会社等の株式の所在

相続税法上、「法人の株式」の所在は、「法人の本店又は主たる事務所の所在」で判定するとされている。Ⅲ 5で指摘したように、オーナー企業がインバージョンを行うと、そのオーナー株主は、法人に対する所有権（株式の保有及び経営の実権）を実質的に変更することなく財産としての株式の所在を相続税法上「国内」から「国外」に変更することができる。我が国においては、オーナー企業の創業者一族が企業所有を世代間移転するためにインバージョンを利用するかもしれない。これについては、どのような対策が考えられるだろうか。

(1) 「特定外国法人」の株式の所在

平成 19 年度税制改正のインバージョン対策合算税制においては、インバージョン外国親会社は「外国関係法人」と規定され、これが「軽課税国に所在」し、「実体がない」場合には「特定外国法人」と規定されている。仮に、法人税の取扱いにおいて、上記 3 (1)イのように、「特定外国法人」の

(116) 所得相応性基準については、浅川和仁「米国租税法上の無形資産の評価の実情と日本に対する示唆—所得相応性基準の分析を中心として—」税務大学校論叢 49 号 327 頁 (2005)。

うち実体基準及び管理支配基準を満たさない法人については、「内国法人と『同様に』課税する」としたとしても、相続税法においては、「特定外国法人」の本店又は主たる事務所が「国外」に所在するとされる限り、その株式は国外財産ということになるであろう。

この問題を解決するためには、実体基準及び管理支配基準を満たさない「特定外国法人」については、法人税法においては、上記3(1)ロに示したとおり、その居住地の判定基準に管理支配地基準を導入してこれを「居住法人」として課税するとともに、相続税法においては、その居住法人の株式の所在は「法人の管理支配地とする」、と明確に規定する必要があると考える⁽¹¹⁷⁾。

(2) 「外国関係法人」又は「内国法人の外国持株会社」の株式の所在

しかし、T社事件のように、相続税対策として、オーナー企業の株主がオランダに外国持株会社を設立することも行われている。すなわち、企業所有の世代間移転において課税が回避されるのは法人税ではなく相続税・贈与税であることから、オーナー企業は、軽課税国ではなく、持株会社について優遇税制を有するオランダやスイスにインバージョンすることが考えられる。そうすると、その持株会社は「軽課税国に所在する」という要件に該当しないことになるかもしれない。また、持株会社としてみれば実体基準及び管理支配基準を満たす場合があるかもしれない。

この場合は、次のような修正が考えられる。

イ 「外国関係法人」の株式の所在

インバージョンという「行為」に着目し、これを相続税・贈与税の租税回避行為と捉え、これに対する個別否認規定ということであれば、そのインバージョン外国親会社が法人税の軽課税国に所在するか否かに

(117) 相続税においては、法人税とは異なり、その管理支配地は、相続又は贈与の時点における法人の現況で判定すればよいのであるから、管理支配地基準の採用における法人所得税の執行における常時判定の必要性の問題は生じないし、財産の所在に関するものであることから、双方居住者の問題は生じないと考えられる。

関わらず、「5人以下の株主グループによって発行済株式等の80%以上を保有される内国法人の株主が、組織再編成等により『外国関係法人』を通じてその内国法人の株式の80%以上を間接保有することとなった場合」には、その「外国関係法人」の株式の所在は、「その保有する内国法人の株式の所在により判定する」という規定の導入が考えられる。

ロ 「内国法人の外国持株会社」の株式の所在

インバージョンという「行為」ではなく、外国法人が内国法人の株式を80%以上保有するという「状況」に着目するなら、「内国法人の株式を80%以上保有する外国法人の株式」の所在については、「その保有する内国法人の株式の所在により判定する」、という規定の導入が考えられる⁽¹¹⁸⁾。

(3) 「外国法人である『不動産関連法人』」の株式の所在

このようにみると、資産を保有する外国法人の株式の所在については、その保有する資産の所在で判定すべきという考え方も成り立つ⁽¹¹⁹⁾。そうすると、さしあたり「外国法人である『不動産関連法人』」の株式の所在が問題となる。

外国法人は、その有する資産価額の総額に占める不動産等の資産価額の合計額が50%以上の「不動産関連法人」(法令187⑧)⁽¹²⁰⁾の株式を譲渡す

(118) 高い保有割合で内国法人の株式を保有する外国法人の課税については、国内法において、その譲渡について規定されている。いわゆる事業譲渡類似株式の譲渡である(外国法人は、内国法人の株式を25%以上保有し、これを5%以上譲渡する場合は、国内にPEがない場合でも、その譲渡益について国内源泉所得として課税される(法令187①三、⑥))。この場合の持株割合は25%以上である。しかし、OECDモデル租税条約においては事業譲渡類似株式の譲渡の源泉地国課税は規定されていないこと、「外国関係法人」の内国法人株式の保有割合は80%以上とされていることから、「内国法人の外国持株会社」は「内国法人の株式を80%以上保有する外国法人」とするのがよいのではないか。

(119) 相続・贈与税における財産の所在については、関野泰子「相続税・贈与税の課税管轄をめぐる諸問題—財産の所在の判定を中心として—」税務大学校論叢25号225頁(1995)。

(120) 不動産関連法人とは、その有する資産の価額の総額のうち次に掲げる資産の価

る場合、いわゆる不動産化体株式の譲渡の場合には、国内にPEがない場合でも、その譲渡益について国内源泉所得として課税される（法令 187④）⁽¹²¹⁾。不動産化体株式の譲渡の考え方は、その保有資産に占める国内不動産等の割合が高い法人の株式を譲渡した場合には、株式譲渡の形式により、実質的にはその保有不動産等を譲渡したものと異なる状況であることから、不動産の譲渡益⁽¹²²⁾と同様に源泉地国課税を認める、というものである。この考え方はOECDモデル租税条約や日米新租税条約においても認められている。

したがって、「不動産関連法人」の株式の所在は「国内」としても違和感はないと考える。

6 領土主義課税・国外所得免除方式の導入について

我が国に本拠を置く多国籍企業グループがインバージョン及びこれに伴う

額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人をいう。

- ① 国内にある土地等（土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物をいう。）
- ② 不動産関連特定信託の受益権
- ③ その有する資産の価額の総額のうちに国内にある土地等又は不動産関連受益権の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人の株式
- ④ ③又は⑤に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうちに占める国内にある土地等、不動産関連受益権並びに③、④及び⑤に掲げる株式の価額の合計額が百分の五十以上であるものに限る。）の株式（③に掲げる株式に該当するものを除く。）
- ⑤ ④に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうちに占める国内にある土地等、不動産関連受益権並びに③、④及び⑤に掲げる株式の価額の合計額が百分の五十以上であるものに限る。）の株式（③及び④に掲げる株式に該当するものを除く。）

(121) 外国法人は、不動産関連法人の株式について、これが上場株式等の場合は5%、上場株式等でない場合は2%を、事業年度中に譲渡した場合には、国内にPEがない場合でも、その譲渡益について国内源泉所得として課税される。

(122) 不動産はその所在地が明確であり、不動産の譲渡所得は、不動産所在地国との利益関係が極めて緊密であることから、国内法、OECDモデル租税条約及び我が国が締結している租税条約のすべてにおいて、その所在地国に源泉地課税を認めている（小松芳明『租税条約の研究（新版）』89頁（有斐閣、1982））。

企業グループ内の資産移転等を行う主たる動機が、その稼得する国外源泉所得に対する過重な税負担であるとすれば、インバージョンを防止する観点からは、内国法人の課税所得の範囲について領土主義を採用し、国際的二重課税の排除方式として国外所得免除方式を導入することもひとつの考え方もしれない。しかし、次のような問題があることから、我が国に領土主義課税・国外所得免除方式を導入するべきか否かは、米国の検討状況等も見極めながら、長期的視野にたって検討する必要がある。

(1) 税収に与えるインパクト

米国インバージョン報告書は、複雑な外国税額控除の制度が、国際的二重課税の排除の妨げとなり、米国に本拠を置く多国籍企業グループにとっては税負担が過重となることがインバージョンの動機の1つとなっていると分析している。しかし、報告書を受けて導入された外国税額控除制度の簡素化は、控除枠の彼此流用を可能とし、結果として米国の税が流出する可能性もある。

我が国に領土主義課税・国外所得免除方式を採用するにしても、それが我が国の税収にどの程度の増減をもたらすかについて検討する必要がある。しかし、現状ではこれを測定又は予測することは困難かもしれない。例えば、平成17年度の会社標本調査によれば、法人税の「申告所得金額」は、利益で41兆9,959億円、欠損で19兆5,172億円、「算出税額」は12兆5,125億円であり、「法人税から控除された外国税額」は5,652億円である⁽¹²³⁾。外国税額控除は、法人納税者が稼得した国外所得に対して課されたと認められる外国法人税をその申告所得金額に対して課される法人税から控除するものである。しかし、申告所得金額が欠損に場合は、国外所得や外国法人税があっても外国税額控除はできず⁽¹²⁴⁾、また外国法人税は国により様々な税率で課されることから、「法人税から控除された外国税額」

(123) 国税庁HP <http://www.nta.go.jp/> (2007.6.18訪問)。

(124) 控除余裕額の3年間の繰越使用と控除限度超過額の3年間の繰越控除が認められている。

から内国法人が稼得した国外所得を算出することもできない。すなわち、会社標本調査の統計数値からは、内国法人の申告所得の総体を国内所得と国外所得とに区分することは困難であり、内国法人の課税所得の範囲及び国際的²二重課税の排除方式について、全世界所得課税・外国税額控除方式から領土主義課税・国外所得免除方式に変更した場合における税収に与えるインパクトは、測定することはできないと考えられる。これについては、今後何らかの方法で測定する必要があると考える。

(2) 国内所得と国外所得との区分を明確化と執行の問題

領土主義課税・国外所得免除方式を採用するにあたっては、まず、国内所得と国外所得との区分を明確にする必要がある。そして、現行の外国税額控除制度においても控除枠拡大を目的とした国内所得の国外所得への変更が可能であるところ⁽¹²⁵⁾、国外所得免除方式を採用すれば、そのような変更が横行するかもしれない。所得の源泉地が容易に変更できないような規定ぶりが求められよう。また、経済がグローバル化している今日においては、国内所得の範囲を確定させるためにはこれに関連する国外所得の資料も不可欠であることから、財務諸表及び帳簿については、国内所得に影響を及ぼす国外所得に関するものも保存する必要がある⁽¹²⁶⁾。さらに、その例外規定としてのタックス・ヘイブン税制においては、フランスの制度を参考にするとすれば、課税すべき国外投資所得を明確にし、軽課税国所在の支店もタックス・ヘイブン税制の対象とする等の整備をする必要がある。

(125) 例えば、外国支店が行った融資に係る貸倒れについて、この融資を国内本店勘定に振替えた後に貸倒損失を計上することにより、国外所得金額の減少させることが可能である（この場合は税務調査で否認されるが）。

(126) 平成17年度税制改正において、外国法人の帳簿保存の明確化が行われた。それ以前は、外国法人の帳簿保存については内国法人の規定を準用することとされていたが、内国法人はすべての所得が課税対象とされるのに対して、外国法人は国内源泉所得のみが課税対象とされることに鑑み、外国法人が保存すべき帳簿書類は、「国内源泉所得に係る所得に影響を及ぼすもの」とされた（法規66、67）。

7 小括

我が国においては、I工務店事件（東京高判平 18.3.15）や消費者金融業者T社事件（東京地判平 19.5.23）にみられるように、オーナー企業が外国法人を設立し、自社開発の無形資産や自社株式を保有させることは行われており、インバージョンという言葉はないが、相続税対策という色彩は強いものの、同様の事例は従来から存在していたといえることができる。国内の企業グループが行うインバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等の結果我が国での課税が回避された所得について、どの国でも課税されない、又は著しく課税が軽減されるとすれば、それはインバージョンを利用した租税回避であり、そのような場合には、我が国の課税が確保されるべきではないか。現行制度においてこれに対処しようとすると、実質所得者課税、PE認定課税、同族会社の行為計算否認、仮装行為の認定等が考えられるが、いずれも厳しい事実認定が必要となる。課税庁は、I工務店事件やT社事件については、取引を濫用した租税回避が認められるとして、十分な事実認定を行った上で課税しているものと考えられるが、判決をみる限り、その課税の適法性について裁判所の理解を得ることができなかつたということになる。

我が国は、平成19年度税制改正において、一定の要件で軽課税国にインバージョンされた外国親会社を特定し、インバージョン時には、この外国親会社の株式が対価として交付される場合の合併等の適格性を否認するとともに、交付を受けた株主の旧株の譲渡益に課税することとし、また、インバージョン後においては、その外国親会社の国内株主に対するタックス・ヘイブンを税制の適用範囲を拡大した。これは、インバージョンの問題が顕在化していない現状における最低限の制度の導入と考えられる。

これまでの検討を踏まえ、さらにインバージョンを利用した租税回避に制度的に対応するとすれば、平成19年度税制改正で特定した軽課税国所在のインバージョン外国親会社については、要件を絞り込んで管理支配地基準により居住地を判定し、「居住法人」として内国法人と同様に課税することが望ましいと考える。この場合は、タックス・ヘイブンを税制の適用範囲との調整

を含め、我が国の課税権に服すべき法人の範囲や所得の範囲についても同時に議論する必要があるだろう。また、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等において内国法人が保有する無形資産が国外に移転される場合については、課税上はその国外移転を認めずにロイヤリティとして課税する米国 IRC § 367(d)のような制度の導入も一考に値する。この場合は、所得相応性基準の導入も含め、無形資産の国外移転に係る移転価格税制についても同時に議論する必要があると考える。さらに、相続税法においては、インバージョン外国親会社の株式の所在については、「その保有する子会社株式の所在」とする方向で検討すべきであろう。この場合は、内国法人株式の持株会社である外国法人の株式や外国法人である不動産保有法人の株式を含め、資産を保有する外国法人の株式の所在は、その保有する資産の所在で判定すべきとの観点から議論することが望ましい。

結びにかえて

インバージョンは、全世界における租税負担の軽減を企図する多国籍企業の企業戦略とも言えるが、見方を変えると、自国企業の競争力の減殺を避けつつ適正な課税を確保するという国際課税制度のあり方について問題を提起していると考えられる。インバージョンが提起している問題は、国際的租税回避の可能性の問題であると同時に、その国の国際課税制度において、自国企業の課税ベースの範囲をどのように考え、適正な課税を確保するかという問題でもあるのである。

したがって、課税の側面からみれば、インバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等は、租税回避を企図したものと、国外事業所得に対する過重な課税の軽減を企図したものに区分することができるが、前者に対処するためには、インバージョンを利用した租税回避と認められる場合の外国親会社を特定した上で適正な課税を行う必要があり、後者については、我が国企業の国際競争力を維持しつつ、どのように我が国の課税を確保するかという広い視野からの検討が必要であると考えられる。

経済活動のグローバル化やインターネットの普及等により、居住者は、我が国に本拠を置きながら全世界で事業活動を行うことが容易となり、事業主体としての法人の設立地についても、目的に応じてある程度選択可能となった。すなわち、法人の居住地について本店所在地基準（設立準拠地基準）を採用する我が国においては、企業家は、起業するにあたり、実質的な事業の本拠を日本に置きつつ、名目上の事業主体を国外に所在させることにより、国外事業所得に対する課税管轄権を選択し、これに対する我が国の課税を回避することが可能となった。インバージョンは、既存の企業についても国外事業所得に対する課税管轄権の選択を可能ならしめたということができる。

米国においては、インバージョン前後の株主構成の変化の有無等をメルクマールとしてインバージョン外国親会社を特定し、これに積極的に課税する制度を導入する一方、外国税額控除制度の簡素化を行うとともに領土主義課税・国

外所得免除方式の導入についても検討している。また、米国に本拠を置く多国籍企業が外国子会社に留保した所得を 2005 年内に本国に送金する場合の課税軽減の施策も実施した（1 年限り）。

我が国は、インバージョンを利用した租税回避について、平成 19 年度税制改正で最低限の対処をしているが、インバージョンは、我が国の国際課税制度の幅広い分野に影響を与えられ考えられる。本稿は、我が国の企業グループがインバージョン及びこれに伴う企業グループ内の資産移転等を行った場合の国際課税問題について、問題が顕在化していない段階で検討したものであり、検討はまだ不十分である。この問題については、今後、我が国において行われるインバージョンの動向を注視し、それがインバージョンを利用した租税回避と認められるか否かについて十分に検討し、その課税のあり方について議論する必要があると考える。